

平成21年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

平成21年6月16日（火曜日）

議事日程

平成21年6月16日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（25名）

2番	齊藤 旭 君	3番	山田 耕治 君
4番	河杉 憲二 君	5番	山根 祐二 君
6番	土井 章 君	7番	松村 学 君
8番	大田 雄二郎 君	9番	木村 一彦 君
10番	横田 和雄 君	11番	田中 敏靖 君
12番	山本 久江 君	13番	田中 健次 君
14番	佐鹿 博敏 君	16番	高砂 朋子 君
17番	今津 誠一 君	18番	青木 明夫 君
19番	重川 恭年 君	20番	伊藤 央 君
21番	原田 洋介 君	22番	三原 昭治 君
23番	藤本 和久 君	24番	久保 玄爾 君
25番	山下 和明 君	26番	中司 実 君
27番	行重 延昭 君		

欠席議員（2名）

1番	安藤 二郎 君	15番	弘 中正 俊 君
----	---------	-----	----------

説明のため出席した者

市	長	松	浦	正	人	君	副	市	長	嘉	村	悦	男	君															
会	計	管	理	者	松	吉	栄	君	財	務	部	長	吉	村	廣	樹	君												
総	務	部	長	浅	田	道	生	君	総	務	課	長	原	田	知	昭	君												
生	活	環	境	部	長	古	谷	友	二	君	産	業	振	興	部	長	阿	部	勝	正	君								
土	木	都	市	建	設	部	長	阿	部	裕	明	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	岡	本	幸	生	君			
健	康	福	祉	部	長	田	中	進	君	教	育	長	岡	田	利	雄	君												
教	育	次	長	山	邊	勇	君	水	道	事	業	管	理	者	中	村	隆	君											
水	道	局	次	長	本	廣	繁	君	消	防	長	武	村	一	郎	君													
監	査	委	員	和	田	康	夫	君	入	札	検	査	室	長	安	田	節	夫	君										
農	業	委	員	会	事	務	局	長	村	田	信	行	君	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	古	谷	秀	雄	君
監	査	委	員	会	事	務	局	長	小	野	寺	光	雄	君															

事務局職員出席者

議会事務局長 森 重 豊 君 議会事務局次長 山 本 森 優 君

午前 10 時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、安藤副議長と弘中議員であります。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、高砂議員、17番、今津議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思います。

それでは早速これより質問に入ります。最初は、17番、今津議員。

〔17番 今津 誠一君 登壇〕

17番（今津 誠一君） 本日は同僚議員の皆さんに一番くじを譲っていただきまして、まことにお日柄もよろしいようですので、それにふさわしい御回答をいただけるものと確信しております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして防府のお宝伊藤博文公についてお尋ねをいたします。

私は本年を防府市再生元年と位置づけ、防府のお宝発見の年としています。発見したお宝を活かして防府市再生の起爆剤とすることを私の政策課題としています。

さきの3月議会において、防府のお宝の一つである天満宮ゆかりの梅を活かしたまちおこし、梅1万本植栽計画について具体的な実施計画の策定を進めていただくよう要望いたしました。その後、関連団体との協議に入り、今後、月1回のペースで開催するという報告を受けまして大変喜んでおります。また以前、人の功績を活かした観光振興ということで、防府市出身の作家・高樹のぶ子氏の小説「マイマイ新子」の活用を提案しました。ことしの秋にアニメ映画「マイマイ新子と千年の魔法」が上映されるそうで、ぜひこれを活かして観光客誘客の実を上げていただきますようお願いいたします。

さて、今回は、防府市と縁の深い明治維新の元勳伊藤博文公を防府のお宝として取り上げたいと思います。そしてこれを防府市の観光と教育と富海の地域おこしに活かすことを提案いたします。

伊藤博文公は幕末の1864年(元治元年)6月、長州藩と四国連合軍との戦争をやめるよう説得するため、留学先のイギリスから井上馨とともに帰国しました。そのとき2人が上陸したのが当時の富海村西町です。2人は飛船問屋入本屋に身を隠し小憩した後、三田尻の代官所に立ち寄り帰国の旨を告げ、かごで山口に入りました。西洋の文明を見てきた2人は、まさに一命を賭して攘夷の無理を説き、即時戦争を中止し和議を結ぶことを説きました。藩公からある程度理解を得たものの、攘夷で固まった藩論の大勢を覆すことができず、説得は失敗に終わり、長州藩は戦争に敗れます。

しかし、この敗戦により2人の主張の正しさが証明されました。そして、もはや武力による攘夷は無理ということが教訓となりました。この後、国論は尊皇攘夷から尊皇開国、倒幕へと変わり、日本の歴史が大回天することになります。2人の青年の熱誠が日本の歴史の大回天を促しました。そしてそれは、2人の若い先覚者が山口県の防府市の富海に上陸した日から始まったとも言えます。2人の偉業は大いに顕彰する価値があると思います。

ここで、博文が幕末から明治にかけてどのような環境で育ち、どのように彼の人格や思想が形成され、また、どのような心で生き、そしてどのような功績を残したかについて触れてみたいと思います。

1841年(天保12年)、博文は周防の国、熊毛郡束荷村(現在の光市大和町)で百姓の子として生まれます。幼名を林利助と言いました。13歳のとき父・十蔵、母・琴子、利助緒共長州藩軽卒、伊藤直右衛門の養子となり伊藤姓を名乗ります。15歳のとき志願して相州、現在の神奈川県沿岸警備のため浦賀警衛に向かいます。ここ浦賀は3年前の1853年(嘉永6年)6月、ペリーが来航し、翌年3月に日米和親条約を結んだところ

です。後に開国を唱える博文と因縁めいたものを感じます。また、博文にとって幸運だったのは、ここで来原良蔵の配下についたことです。来原は桂小五郎と並び称せられた傑物で、1年間ここで来原のスパルタ教育を受けました。16歳のとき吉田松陰と親しかった来原の紹介で松下村塾に入ります。

このように、幸運にも当代一流の師について学んだことが、彼の将来の人生を決めたこととは間違いありません。当時、松陰の博文評は、なかなかの周旋家になりそうというものでした。18歳のとき桂小五郎に従って江戸に行き、高杉らの尊皇攘夷運動に参加します。21歳のとき高杉らと品川御殿山のイギリス公使館焼き討ち事件に加わります。そしていよいよ1863年（文久3年）5月、22歳のとき西洋の文明を学ぶため、いわゆる長州ファイブの一人としてイギリスに密留学します。その後の経緯は先ほど述べたとおりです。

少し飛びまして1867年（慶応3年）10月、徳川慶喜が大政奉還し、12月、王政復古が宣言され新政府が誕生します。なおこの年の4月、高杉晋作が病死、11月、坂本龍馬、中岡慎太郎が暗殺されます。新政府の主役は木戸、西郷、大久保でした。博文は彼らの手足として働きながら、激動する日本の姿をしっかりと見つめていました。

そしてこれからは外国をよく知る者が時代の主役になると考え、英語の勉強に励みます。そのころ博文は、三田尻に英学校をつくる準備までもしていたようです。なぜこれが断ち切れになったのか今調べているところです。どなたか御存じでしたら教えていただきたいと思います。

1868年9月、年号が明治と改元され、明治維新の改革が新政府によって次々と実行されます。博文は大蔵小輔として大輔の大隈重信と力を合わせ、矢継ぎ早に改革に取り組みます。

まず、貨幣制度の改革です。財政幣制調査のため渡米し、日米の条約改正には金本位制を取り入れ、貨幣を整備し、国立銀行を設立すべきだと新政府に建議書を提出します。そして大阪に造幣局をつくり、日本のお金を円、銭、厘で数えるようにしました。

また、博文年来の主張であった廃藩置県が大久保、西郷、木戸、板垣らによって実現します。

明治5年、新橋横浜間に日本初の汽車を走らせたのも博文でした。

明治4年、30歳のとき、西洋の制度・文物を視察するため岩倉具視を特命全権大使とする岩倉使節団の全権副使として1年9カ月同行します。サンフランシスコ市の歓迎会で博文は英語でスピーチをし、今後の日本の振興と発展をアピールし、満堂の大喝采を博します。このことは翌日アメリカじゅうの新聞が書き立て、大評判となりました。当時これは日の丸演説と言われましたが、不平等条約の改正がねらいでした。一行は西洋の文明と

複雑な国際情勢を見て、日本の国策は当分の間、一意民事に努め、文明開化に進むことに
あると心に深く決め帰国します。

ところが帰国すると征韓論が沸き立っていました。西郷、板垣、江藤、副島らの征韓派
と木戸、大久保、岩倉、大隈らの自重派が対立しました。結局、征韓派は敗れ辞職し、明
治政府は大きな危機に直面します。これが明治6年の政変です。また翌年4月には征台論
で大久保と木戸が対立し、木戸が参議を辞職します。博文は「政府の力を維持するには木
戸に戻ってもらわにゃならん」と言って2人の仲を取り持ちます。続いて、岩倉が病気を
理由に辞意を表明します。博文は岩倉を説得し辞意を撤回させます。松陰がかつて、博文
はなかなかの周旋家になりそうと評しましたが、まさに博文はその能力を発揮します。

その後、明治10年、西郷が西南戦争で自決、木戸が病死、翌年大久保が暗殺され、明
治維新の3傑と言われた3人がすべてこの世を去ります。38歳の博文は、大久保にかわ
る内務卿を命ぜられますが、彼の双肩には明治維新の大義を完成する任務がずっしりと重
くのしかかります。しかし博文は彼らの遺志を引き継ぎ、持ち前の責任感でそのプレッ
シャーをはねのけて次々と大事業を進めていきます。

明治14年10月、博文40歳のとき明治天皇は憲法を制定し、9年後の明治23年か
ら国会を開設すべき旨の詔勅を下されます。そして、立憲政治の実際を研究するため博文
にヨーロッパの視察を命ぜられました。当時は日本の国際的地位を向上させることが急務
で、近代国家建設に不可欠な憲法の制定、内閣制度の創設、国会の開設、不平等条約の改
正が大きな課題でした。博文は以後、これらすべての事業をなし遂げることになります。

翌明治15年3月、憲法・議会制度調査のため西園寺らとヨーロッパに出かけます。ド
イツのビスマルク首相、憲法学者のグナイスト、その弟子のモッセ、オーストリアのスタ
インらに会って学びます。その間約1年5カ月、ドイツ中心にヨーロッパを回り帰国しま
す。それから5年後の明治20年から井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎らと神奈川県夏島
の別荘で男4人が寝食をともにし、けんけんがくがくの議論を交わしながら草案づくりに
努めます。目的は、立憲政治の確立と同時に不平等条約の改正でした。

時は前後しますが明治18年、太政官制度を改め内閣制度を創設し、博文は初代の総理
大臣に就任します。1890年(明治23年)、天皇の詔勅のとおり国会が開設され初代
貴族院議長となります。それからずっと飛びまして明治42年、韓国人安重根にハルピン
駅で暗殺され、69歳で彼の波瀾の人生を終えることになりましたが、その2年後の明治
44年、日米航海通商条約に関税自主権を盛り込み、博文の悲願であった条約改正が達成
されます。

さて、ここで明治時代に起きた2つの大戦争、日清・日露戦争と博文について触れてみ

たいと思います。

まず、日清戦争と博文についてです。日清戦争は1894年(明治27年)に勃発します。博文はこの戦争に時の総理大臣として直面します。日清戦争とは、朝鮮を自主独立の国として認め朝鮮から清の勢力を排除せんとする日本と、常に朝鮮を属国視して不当の勢力を伸ばそうとする清国との争いでした。戦争の原因は、朝鮮国内に起きた東学党の乱です。宗教団体の東学党は農民一揆と連動して政治暴動を起こします。そして閔氏一派打倒の機をうかがう大院君と通じ、また、清国公使袁世凱とも通じていました。清はこれを鎮圧するため朝鮮に出兵します。同時に、天津条約に従って日本に出兵を通告します。しかし通告文の中に「属邦保護」の文字があり、これが日本の対韓政策の根本と抵触するため、直ちに朝鮮国が清国の属邦たることを承認せずとし、清国兵力との均衡を保つために出兵しました。この折日本は朝鮮国内の共同改革を清国に提議しています。

当時、日本の勝利を信ずるものは世界でただの一人もいませんでした。時の総理として博文の苦慮は想像を絶するものだったと思います。幸い日本が勝利し、翌1895年、下関の春帆楼で講和会議が開かれます。日本からは博文と陸奥、清からは李鴻章が全権として出席します。会議の結果、朝鮮の独立を承認すること、遼東半島、台湾、澎湖島を割与すること、賠償金2億テールを支払うことが交わされました。しかしこの1週間後、ロシア、フランス、ドイツによる三国干渉で遼東半島の領有を放棄させられます。以後、臥薪嘗胆が国民の合言葉となります。

次に、日露戦争と博文についてです。日露戦争は日清戦争から10年後の1904年(明治37年)に起こります。日露戦争は朝鮮の独立と日本の防衛のためどうしても戦わねばならない戦争でした。ロシアは三国干渉によりアジアの平和を名目に、日本に遼東半島を返還させたにもかかわらず、その後、旅順港を租借し巨大な要塞を築き、極東艦隊の根拠地とし、3年後には旅順、大連を割譲させ、満州を勢力範囲におさめ、さらに朝鮮半島にまで伸張して、日本の安全を大いに脅かしました。強大国ロシアとの戦争に国の元勳として博文は大いに苦慮します。2月4日の御前会議においても、勝算はなし、ただ戦うのみ、軍資金の調達は成算なしという暗たんたる状況でした。

しかし、博文は国の命運をかけるこの戦争に絶対負けるわけにはいきませんでした。そこで金子堅太郎をアメリカに派遣することを思いつきます。金子はハーバード大学時代、セオドア・ルーズベルトとはともに学んだ仲でした。博文は金子に開戦のやむなき理由をアメリカに説明し、日本に同情を寄せるよう尽力することを依頼します。金子は最初、自分には過ぎたる役割として固辞します。しかし博文の、もし日本が敗れロシアが九州へ攻めてくれば自分も銃を持って戦う覚悟だというその気迫に圧され、身を舍利にして努力す

ると約束します。金子は元勲伊藤の期待にそむくまじと、筆に弁に人脈を求めて必死で働きました。博文の熱誠が金子に乗り移り、この世に奇跡が起きます。最初、親口的だったアメリカの世論は次第に親日に転向します。軍備調達のため外債を募集した際、アメリカはそれに快く応じてくれました。また、ポーツマスの講和会議でもルーズベルトは極めて好意的でした。日露戦争の勝利はまさに元勲博文の大覚悟、大赤心があったればこそでした。この勝利によってロシアの東洋侵略の野望を砕き、韓国は日本の保護のもとに立つこととなります。

最後に、韓国統監時代の博文について触れておきます。1905年（明治38年）11月、京城にて日韓協約が成立し、これにより、韓国の外交事務を統監の手におさめて対外的に日本の保護国となります。翌年3月、博文は初代韓国統監として京城に赴任します。韓国統監としての博文ほど公明正大な政治家はないと言われました。彼は全くの親心で韓国の民度を発達させ文明国に仕上げ、将来完全な独立国になれるよう骨身を惜しまず励みました。博文は常に官邸に対し、陛下にしてみれば私のなすところに一点でも御不服やお疑いがありましたなら、何事にかかわらずすぐお召しになって御下問を賜りたい。私の赤誠は既に陛下に捧げ尽くしてあります。必ずや陛下の御不審を解くに足ると信じますと言上し、誠心誠意韓国のために尽くしました。

しかるに官邸は、万国平和会議の行われたハーグに密使を派遣します。普段は温厚な博文ですが、これには激怒します。韓国人は3000年来、固有の独立を有すると言うけれど事実は違う。韓国を独立国として承認するよう最初に発議したのは私である。そして韓国の独立を承認したのは日本である。しかし自力で独立できないので日清・日露の二大戦争をし、その結果として保護国としたわけで、日本が韓国を滅ぼすかのごとく言うのは何のためかと言い、李完用首相に対し、韓国を滅ぼすものは韓人なり、密使事件は保護条約違反で日本に対する敵対行動であると言って厳しく批判しました。

以上、博文の生い立ちから人格、思想形成の過程、また彼の藩や国に対する熱誠、明治政府での数々の功績について紹介いたしました。改めて彼の功績を顧みたとき、今日の日本があるのは博文公の功績によるところが大きいことがよくわかります。38歳で実質の総理となり近代日本の建設と国の防衛のため、また西洋の不当な圧力を排除し、アジアの平和と共栄を探るため命を燃やした伊藤博文公のおかげであります。近代日本建設の第一歩は伊藤公の富海上陸から始まったというこの史実を広く世にしらしめ、伊藤公の功績を顕彰する責任は我々に課されていると思います。

さて、そこで提案を申し上げます。まず教育への活用ですが、市内の小・中学校で郷土史という視点から、この史実や博文の功績をぜひ教えてもらいたいと思います。あわせて、

博文の大精神を教えてもらいたいと思います。これについてお答え願います。

次に、観光並びに富海地域の活性化への活用ですが、そのためにはまず、地元富海の有志の方々、史実に詳しい史談会等の有識者、これに関心のある一般市民等で構成する顕彰委員会を立ち上げることを提案したいと思います。そして、この顕彰委員会で第一に多くの人々にこの史実を知らせること、それと、現存する入本屋の土地・家屋を観光スポットとしていかに整備するかということを検討してもらいたいと思います。その際、行政はそのお手伝いをするというポジションでいかがかと思います。

以上、壇上より2点提案させていただきます。前向きな御回答をよろしく願います。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

伊藤博文公につきましては、議員るる御説明のとおり、偉大なる功績を上げられているお方でありまして、ふるさとの誇りでございます。伊藤公と井上公が富海西の浜、飛船問屋入本屋から上陸し、その後の2人の行動がきっかけとなりまして、日本は攘夷から開国へ向かうことになったことを考えますと、富海は彼らの偉業のスタートの地とも言えるものであります。この史実を広く伝えることや、2人が上陸した入本屋の跡地を活用することにより観光客の誘客を図ることができれば、地域の活性化につながるのではないかと考えるところであります。

こうした史実の伝承と跡地の整備計画の方法について、議員の御提案にありますように、富海地域の方を中心に顕彰会を立ち上げられ検討されることになりましたら、市といたしましても、観光客の誘客や文化面の観点から意見を述べさせていただくなど支援してまいりたいと考えております。

史実の伝承につきましては、伊藤公の出身地であり記念館もございます大和町、現在は光市でございますが、と連携した伝承の方法を検討することも一つの方法ではなかろうかと考えます。

また観光客の誘客の面では、議員が例に上げられました防府地旅の会におきまして、富海にある歴史的な逸話や琴音の滝など、富海のお宝から構成する新たな旅のルートづくりに取り組まれているところでございます。

私も、かねてから、富海地区のボランティアの方々も富海駅の清掃作業や琴音の滝などのボランティア活動に対しまして個人的に御協力もいたしておりますが、富海地区の活性化に重大な関心を寄せているところでありますので、地元の有志の方を中心に顕彰あるい

は地域の活性化について話し合いを進められる場合におきましては、観光あるいは文化の側面から可能な限り支援してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては教育長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 次に、教育への活用についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、伊藤博文公は幕末から明治維新にかけて日本の近代化に大きな業績を残した人物であり、全国の小・中学校の社会科の教科書でも取り扱われており、市内の各小・中学校におきましても、山口県出身の伊藤博文公が近代国家建設に向けて多大な業績を残したことについて学習しております。

また、防府市独自の取り組みとしましては、総合的な学習の時間を使って、富海小学校が「富海の史跡めぐり」、富海中学校が「地域の歴史」をテーマにフィールドワークを行い、その調査内容をポスターやプレゼンテーション資料にまとめ、全校児童・生徒や保護者に対して発表する活動を行っている例がございます。

このような身近な地域の歴史を取り扱う学習は、地域への興味・関心を高めるとともに、地域に対する愛着をはぐくむことができます。したがいまして、教育委員会といたしましては、伊藤博文公も含め、防府市にゆかりのある人物や事柄を授業に取り入れることができなにか、防府市小学校及び中学校教育研究会の社会科部研修会とも連携を図りながら研究を重ねてまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） ただいま市長さんから大変前向きな、積極的な御回答をいただきまして大変感謝を申し上げます。ことは、御存じかと思いますが吉田松陰没後150年です。それから伊藤博文没後100年です。この記念すべき年ですので、顕彰委員会を立ち上げるにまことにふさわしい年だと私は思っておりますので、どうかよろしくお願いしたいと思っております。

それでは、少しちょっとなぞるような形になりますけれども、私、こういったことはなるべく多くの人に知らせていきたいと思ひまして、いろいろな人に会ったらこの話を持ち出すんです。そうすると、知らない人がまことに多いですね。学校の教員のOBもこの話を知らなかったということを何度も経験しております。しかし、知ると非常に興味を持ってくれまして、2人の富海上陸を起点に日本の歴史が回天したんですよ、あるいは、これ以後博文の活躍で日本の近代化が始まったんですよと言いますと、ああ、確かにそれは言えますねと、それは確かにお宝ですねと、こう言ってくれます。それで、そういうことで、

ぜひこのお宝を観光に活用するには、できるだけ多くの市民がこの事実を知ることがまず第一番だろうと思います。そのために顕彰委員会ということになるわけですが、先ほど申しましたように、まずこの顕彰委員会では多くの人に史実を伝える仕事をやってもらいたい。それからあわせて、現在、入本屋の土地・建物が残っておりますので、これを何とか活かして、活用することはできないか、どうやって整備したらいいか、どのように整備したらいいかといったことをこの顕彰委員会で検討してもらったらいいいのではないかなと、このように思っております。

それから、ただいま市長さんから御紹介がありました富海の方々ですが、従来のこれに関心を持った方々に加えて、ボランティア団体の琴音の風の皆さんとか、そういった方も関心を持っておられます。それで私自身思いついたんですが、これに加えて市の職員さんで富海出身、富海在住の職員さんどれくらいいるのかなと聞いたらOB含めて34名くらいおられるそうなんです。こういった方々はまさに今後の富海の地域の活性を担っていかれる方々ですから、こういう方々にもぜひこの会に入っていていただいて、富海地域の活性化に貢献していただければいいんじゃないかなと、このように思っております。

それから、地旅の会の話も出ましたけれども、地旅の会では地域の魅力を再発掘して旅行商品を企画すると、こういったことをやっております。その中に、かつて宿場町で栄えた富海というのがコースの一つに入っておるようです。したがって、この地旅の会とも連動した形でやっていただくとよろしいのではないかと、このように思います。

それから、光市大和町に博文公の記念館があります。ここは生誕の地であって、それで隣に立派な洋風の建物が建っております。博文は晩年はここで暮らす予定で建てたらしいんですけど、ハルピンで暗殺されて、ここに結局帰ることができなかつたと、こういうことなんですが、見るからに非常に立派な建物です。中にも資料がたくさん展示してありまして、こういったものと観光の連携を図っていくという視点も大事なんじゃないかなと、このように思っております。

それから、実は4月に私、有志議員と光市に梅のことで視察に参りました。そしてそこでいいことを聞いたんですけども、冠梅園に行った観光客が防府のほうに行かれましたよと、防府の梅まつりに行かれた方がこちらにも来られましたという話を聞きましたので、ぜひ連携をとっていけば、非常に広域観光というものが可能んじゃないかと、このように思います。光だけじゃなくて、博文は山口とも萩とも関係がありますので、こういったところとも連携を考えていったらいいんじゃないかと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、富海にはほかにも名所と言われるようなところもあります。例えば大和屋政

助の船倉とか富海の本陣といったようなものもあるようですが、これらもあわせて活用していったらどうかと思います。大和屋政助の船倉には七卿落ちの中山忠光卿がかくまわれたとか、あるいは高杉晋作が役人に追われて山越えで富海に入って、嵐の晩にここから馬関に送ってもらったといったような話もあるようですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この項はこれぐらいにしまして教育のほうですが、ちょっと暑いんで上着とらせてもらいます。総合学習で富海の小・中学校でいろいろやっておると、それから今後社会科ですか、そこでの授業に取り入れることができないかと検討していきたいと、こういうことですが、ちょっとこの辺をもう少し教育長、ちょっともう少し詳しく説明してもらえますか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほどから御指摘ありますようにこの伊藤博文公と防府、特に富海の関係というのは教員の中にも必ずしも十分な情報を持っているわけでございませんので、先ほど御指摘いただきましたけども知らない人が多いということが予想できますので、しっかりとこの事実を関係の方々にお伝えしたいと思っています。

それで、今、富海という、小・中学校は地元ということで積極的に教育活動の中にこの伊藤博文公のことを含めて教育活動を展開しているわけでございますが、これを全市にというふうになってくるときに、私たちは一つの大きな制約がありまして、教育基本法から学校教育法あるいは施行規則等々、法の中で主体的に教育課程を編成するのは校長であるというふうに位置づけられております。したがって、一方的に私の考え、あるいは教育委員会の考えでもって、この方を教育課程に組みなさいということはなかなか難しい問題がありますので、したがって小学校、中学校の研究会の中に社会科部の研修会というのがありますので、まずこういったところとの情報のやりとりとか、あるいは校長会等々の中での話のやりとりの中で、一つの非常に重要な歴史上の人でございますので、この方をどういうふうに扱っていくかということについての研究をさせていただきたいというのが先ほど御回答申し上げた本旨でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） 教育委員会の権限がどこまであるのかということで、なかなかその現場には及ばんと、今の法律では及ばんということで、教育長の立場からそういうふうやりなさいというわけにはいかんということで、それはよくわかります。ただ、やっぱり郷土と非常に関係のある偉人ですので、やっぱり郷土がこういった方々の生きざま、功績、そういうものを子供に教えないということはないと思うんです。だから、何らかの

形でこれをやっていただきたいと思うんですが、その辺の具体的な方法というものはないんですか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 小学校では6年生が歴史の学習でこの伊藤博文公を扱いますし、中学校では教育課程の編成によって微妙に違ってきますけども1年生あるいは2年生でもって、教育課程の編成によってはこの伊藤博文公を扱うことになるわけですが、私自身もこの伊藤博文公とそれから富海の関係というのは、平成13年に今津議員さんのほうの御質問を受けて初めて関係を知りましたし、そしてその場に行ってみただけですが、まずはやはり、6年生を担当してまず先生方に正しい情報をお伝えすることが一つの私たちの任務であろうし、それから中学校の先生方に対しましてもやはりこういったことが絡み合っているということを御理解いただきながら、授業の中で扱っていただくことが可能であれば、もちろん今小学校の中では学び学習というがあります。伊藤博文公とそれから板垣退助様が対象になるものですから、この学び学習の中で当然この伊藤博文公を調べてみると、そしてどういうふうなお考えであったのか、あるいはどういう功績があったのかということ調べることは可能なんですけど、なかなか年間のカリキュラムの関係で何校かに様子を聞いてみますと、年間のカリキュラムの中にはそういう学び学習が位置づけてありますが、なかなか十分思う存分にはできてないということがありますので、そういったことで、仕組んである学校につきましては、これが実現できるように御努力いただくようにまたお願いしてまいろうかと思っております。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） だから郷土史という視点からこういった方々のことを学校で教えるということは可能だと思うんで、ぜひその方策を考えていただきたいと思います。

それから、私これ伊藤博文公のこと調べるのに図書館に行ったんですけど、図書が非常に少なかったという印象を持ちました。それで学校にもこういった本がどの程度置いてあるのか、今お尋ねしてもおわかりにならないと思いますので、一遍よく見ていただいて、もしなければ、ぜひこういった本を図書館に置いていただきたいと、子どもは自分で学びますから。

それと、これは希望というか一つの提案なんですけども、学校の先生も実はこの史実を知らない人が多いと思います。よそから赴任してこられる先生も結構あると思いますね。そういった方は特に防府の歴史なんか知らない人が多いと思います。だから、なかなかこの伝記を伝えるということは先生じゃ無理な面もあるんじゃないかと。そういった場合、防府市の歴史に詳しい、例えば史談会の方とか、そういった方々に学校に行って総合

学習かなんかのときにこのことを教えてもらおうと、そういった機会をつくるという方法もあるんじゃないかと思います。先生が教えるよりももっと楽しい郷土史になるかもしれない。よくわかる郷土史になるかもしれない。いろんなこともあります。

例えば、私、調べておりましたら、華城に古谷新作という政治家がおられました。これは明治の23年ごろですか、第2代目の山口県議長なんですが、これ三尊四将軍、三尊は伊藤博文、山県有朋、井上馨、四将軍の中の一人と、これは華城の古谷新作さんと、こういう方です。博文がハルピンに行くときにこの古谷新作氏に同行してくれと、こういう依頼をしたそうなんです。ところが何かの理由で行けなくて、それでああいう結果になって、後から非常に残念だったというような話もあります。それから、日本で最初にランドセルをつくったのは大正天皇が学習院に入学したとき伊藤公がプレゼントしたものだとか、いろんなおもしろい話もあります。そういったことを教えていただくようなことはできないんだらうかと、その点、教育長答弁しづらいでしょうが、考えてみるとか、どうか御返答いただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、具体的に何点かいいアイデアを教えてくださいましたが、実際、授業をします担任もエピソード的には、知り得た情報を絡ませながら授業を展開しておりますけども、防府の富海というところで、しかも新しい国家をつくるということの大きなスタートが切られたということの重要性をかんがみるときに、もう少し教員自身も正しい情報をつかみながら、そして歴史教育の充実に向けて頑張っていくように、いろんな条件整備をしていこうと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 17番、今津議員。

17番（今津 誠一君） それでは大体これで終わりたいと思いますが、最後にちょっと申し上げたいんですが、こういった観光施設を富海につくったらどうかと、こう私言いましたら、いや、それは萩にも立派なものがあるし、光にも立派なものがあるし、これには到底かなわんから防府につくってもどうかと、こういうような意見を言う人があるんです。例えば光は伊藤博文が単に生誕した地なんですね。ところが防府は伊藤博文が成長し、そして憂国の士として命をかけて日本の歴史を回天させた、この地というのは史実から言うとな非常に価値があると私は思いますので、決してよその施設にまさるとも劣らない、そういう施設に私はなると思っていますので、ぜひそういう気持ちで考えていただきたいと。私自身もこのことについては思い入れがございます。単なる無責任な提案ではありませんので、私自身もこれからできるだけ努力をしていくことを約束いたしまして、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で17番、今津議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、2番、斉藤議員。

〔2番 斉藤 旭君 登壇〕

2番（斉藤 旭君） 民意クラブの斉藤旭でございます。まず最初に、環境と観光対策、広葉樹（紅葉樹）の植栽と保護でございます。

3月議会で私は地球温暖化対策を取り上げ、森を守るために森林の間伐を訴えました。木がどれくらい二酸化炭素を吸収しているかといいますと、人の呼吸によるCO₂の排出量は年間約320キログラム、この量はおおよそ杉の木23本で吸収、自家用車1台の年間の排出ガスは2,300キログラムで、おおよそ杉160本で吸収し、暮らしの中で排出される量は1世帯当たり年間約6,500キログラムで杉の木460本に当たると言われています。

このように、私たちの生活している大気は、人間の活動によってさまざまな物質で汚染されています。植物は私たちの生命維持に必要な酸素を供給してくれるだけでなく、大気中の汚染物質も吸収して大気をきれいにしてくれるのです。この植物の汚染物質吸収能力は種類によっても異なりますが、樹木の大气浄化能力は葉の部分に汚染物質吸収能力が大きく、また葉の量が多いほど多く、一般的には、春から秋にかけて活発に光合成を行う落葉樹のほうが常緑樹より能力が大きいが、葉の量は通年的には常緑樹が落葉樹より多いと言えます。

そういう理由から、街路樹や庭木の植栽は交通量の多い幹線道路や工場の周辺などのように大気汚染レベルが高い地域では大気浄化能力だけでなく、抵抗性を重視した樹種の選定を行う必要がありますが、住宅地域などのように大気汚染濃度レベルが比較的低い地域では大気汚染によって植物の生育が阻害されることが少ないと考えられますので、汚染物質に対する抵抗性にこだわる必要はないと思います。

このように、木は地球温暖化防止にも多大な貢献をしているのです。今般は木を観光対策の観点から質問いたします。

参考までに申し上げますが、東京都民にとって最も身近な山として親しまれている高尾山は深田久弥氏の「日本百名山」には選ばれてはいませんが、フランスのタイヤ大手のミシュランが今年3月、旅行案内の伝統シリーズ、ギドヴェールで三つ星をつけ、週末ハイキングの山が世界的な観光地なのかと国内で論議を呼んだところですが、今回も再び三つ星がつけました。人気の秘密は、都心から交通の便にも恵まれ、高尾山それから大平山もどちらもふもとから約1時間30分と、親子連れなど初心者にもゆっくり山歩きが楽しめる

ることです。登山シーズンは雑木が多いことから新緑の春と紅葉のころが一番とのことです。八王子市の統計によると、2007年度に訪れた人はこの10年来最多の274万人を超えたとのことです。これもミシュラン効果でしょうか。

本市大平山は人口からするととても高尾山には比較できませんが、標高は高尾山の599メートルに対して631メートルで大差なく、本市のロープウェイに対して高尾山もケーブルカーとリフトを有しており、老若男女だれでも気軽に登れるという類似点が多く、大平山ロープウェイの利用客を増すためには、大平山山頂の公園の整備を含め、まだまだ開発の余地があると思います。

それには春のツツジ、夜の景色、秋の月見に加え紅葉がぜひとも必要です。大平山山中は春から夏場にかけては新緑でおおわれ、見渡す限り緑一色に統一されていますが、秋から冬にかけて葉が枯れ、落葉すると山はすっかり寂しくなります。しかし、中晩秋から初冬にかけて葉っぱが落ちるまでの一時期は、広葉樹が色づき、私たちに季節の変化を楽しませてくれますが、ただ、色彩的なバランス面からすると、防府市内のどこの山を見ても一様に茶色や黄色で、余り人目を引く山が見当たりません。三大紅葉と言えどもみじ、ニシキギ、ハゼが代表格ですが、日本人は春の桜とともに紅葉好きの民族で、カエデの仲間が赤く色づく季節になると、もみじの名所にどっと人々が繰り出し、桜前線の北上とは反対に紅葉前線は北海道を振り出しに南下します。

紅葉もしくは黄葉とは落葉樹が秋風に葉を落とす前の色づくさまを言う言葉です。落葉樹でもブナ科の樹木の場合は赤や黄色に色づくかわりに茶色に変色します。その中で紅葉として人気と風格を持っているのが何といてももみじです。もみじは改良種や公園などに植えられたものは別として、もみじが育つ場所も限定されています。適地は谷間の湿地帯が最適ですが、成長が遅いし管理が難しいとされています。本市大平山でも最近、記念樹によるもみじが植栽され、将来、春のツツジとともに秋のもみじが楽しみです。まだまだ増やしてほしいものです。

次に、ニシキギはカエデ類以外の紅葉の美しい木とされていますが、低木で、広大な山中では周りの背の高い木に隠れて目立ちませんし、光が当たりにくいことから谷間の平地が適しています。比較的管理がしやすいことで生け垣や庭木として楽しまれています。

以上、もみじ、ニシキギは管理面、植える場所、いろいろな要件を要します。

そこでいつもながら奇想天外な質問をいたします。大平山にもう一つの観光の目玉に、まだまだもみじを増やすと同時に、ロープウェイの索道から見える範囲の森林の中から紅葉樹を探し出し、周囲の雑木を間引き、紅葉樹に光が当たるように保護し、山に色彩的な変化を取り入れるとともに、間伐により森林の整備に取り組んではいかがでしょうか。中

でも、秋の山にひととき映えるハゼの木は、暖かい地方の紅葉では最も美しく色づきま
し、乾燥にも強く、瀬戸内地方の気候に適し、秋の山に彩りを添え、遠くからでも特に目
を引く樹木として知られております。

ハゼは昔から上質のろうを採取する原料として、以前は田のあぜにも植えられておりま
した。室町時代にろうをつくる技術とともに中国から渡来し、長い間日本の暮らしを明る
くしてくれました。現在ではろうの原料にするということはありませんでしたが、ハゼの木
を寄せ植えにした盆栽や盆景として人気が高まっております。ただハゼの木は葉っぱに触
れるだけで皮膚がかぶれるという人が多いことから、人間から敬遠されがちですが、最近、
262号線や山陽自動車道の沿線にもハゼの木が植えられ整備されております。もう一度
ハゼの木を見直し、観光振興の一助にしたいものです。

先日、事前調査に大平山に登山し、下から上から山中をながめました。確かに登山道の
付近にはハゼの木がかなり自生しておりましたが、ロープウェイの中から見た範囲ではあ
るということは確認できましたが、数量的にはどのくらい存在するかについては見当がつ
きませんでした。また、残念なことに、ロープウェイの山頂近くに竹が繁茂して、自然の
景観と森の生態が損なわれかけています。これ以上広がると付近の樹木が酸素不足になり、
大木をも枯らし、森林が破壊されるということが危惧されます。竹自体の寿命は5年から
10年と言われておりますが、毎年約2倍の竹が増え、拡大しますので、大がかりな対策
が必要です。竹の伐採をし、その跡地に広葉樹（紅葉樹）を植えることで、森林の整備と
観光対策に一石二鳥だと思いますが、いかがでしょうか。広葉樹（紅葉樹）の植栽保護と
竹林の整備についてお尋ねいたします。

2番目に、AED（自動体外式除細動器）の設置と使用方法の徹底についてお尋ねいた
します。

緊急医療体制はこれまで関係者の努力により充実強化が図られてきています。これを一
層推進するためには救急隊員の現場到着を早める努力と並行して、より多くの方が参画す
ることが必要です。厚生労働省人口動態調査によると、病院外で心疾患が原因の心停止の
発生数は年に二、三万とも言われています。

こうした状況を背景に、政府は2004年7月より、救急隊員の到着までの間に、現場
に居合わせた一般市民がAEDを使用して除細動を行ってもよいという法律が整備され、
近くにいた人が心停止者に対し電気除細動を速やかに行うことが有効であるとの観点から、
非医療従事者による自動体外式除細動器の使用を認めるべきとの方針を打ち出し、これま
でもAEDによる除細動処置で救命されたという事例が何件もありますし、逆に、AED
があったら一命をとりとめたのにとか、AEDがあったのに使える人がいなかったという

実例も知らされています。本市でも市内の至るところで設置され、A E D設置という表示を見かけます。果たしていざというとき何人の人がその機能を果たすべく取り扱いができる知識を習得しているのか、幾つかの質問をいたします。

まず1番、本市でA E Dの設置場所、設置台数をお尋ねいたします。2番目、これまで使用事例はあるのでしょうか。3番目、A E Dは押しボタン式心臓救命装置であり、操作はボタンを押すだけで使用方法はとても簡単ですとありますが、本当でしょうか。私は過去2度講習を受けましたが自信がありません。

使うことをちゅうちょする理由としては次のようなことが考えられます。まず、今まで使ったことがないのに大丈夫だろうか、2番目、電気ショックをかけて何か害はないだろうか、それから3番目に、間違った扱いをし逆に悪い結果となるのではないかと等々です。4番目に、心臓に人工ペースメーカー装置者の取り扱いはいかがでしょうか。このような不安をなくするのは何ととっても日ごろからの訓練が一番だと思いますが、これまで、講習会の実施状況と今後の計画をお知らせください。

それから、4番目に、他県のことではありますけど、学校によっては、A E Dの寄附を申し出られても教員が対応できない、あるいはそんなものを使ってだれが責任をとるのか、教育委員会の許可がないという消極的な意見も聞かれるとのことですが、本市の小学校、中学校の設置状況と学校の取り組みはいかがでしょうか。

備えあれば憂いなしと言われますが、その反面、せっかくすばらしい医療機器を備えながら、活用できなければ宝の持ちぐされです。一般市民が安全・確実にA E Dを使用するための普及・啓発活動が必要となります。いざというとき、大いに活用したいものです。普段の講習会の充実とあわせて今後の本市のA E D対策を強く要望し、壇上からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、環境と観光対策についての御質問にお答えいたします。

樹木の植栽はCO₂削減の効果が大きく、地球温暖化対策に重要なものであることは御案内のとおりでございます。広葉樹を植えることによりまして環境に優しく、かつその紅葉を観光に結びつけることができれば、これはすばらしいことだと思います。もみじにつきましては、昨年度、大平山に植樹するなどしておりますが、まだ小さく、紅葉の見栄えが出るまでには至っておりません。また本市の場合、毛利氏庭園や阿弥陀寺など紅葉の名所が幾つもございますが、いずれも庭園などでありまして、山一面の紅葉や谷をうずめる

もみじなどを目することはできません。

さて、ハゼでございますが、このあたりは江戸時代には防長の三白に次いで、ろうの産地としても名高く、大平山などにも、あちこちにハゼの木が生えておりまして、秋には紅葉となり目を楽しませてくれております。

議員御提案の大平山ロープウェイにつきましては、これまで活性化対策としてロープウェイからしか見ることのできないもの、花とか木を植えてはとの御意見を各所からいただいておりますが、急斜面であること、索道の下の部分は大部分が市有林ではありますが、かなりの部分が民間への貸付地となっていることなどからしまして、実現できずにいたところでございます。

このように植樹には厳しい環境ではございますが、紅葉が始まる時期にハゼがどこにどのように生えているのか、また実から容易に育つとのことでもございますので、植える場所があるのか調べるなどをしまして、実現が可能かどうか検討してみたいと存じます。御提案をいただきありがとうございます。

残余の御質問につきましては消防長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ただいま市長さんのほうから、大平山については民間へ移管しておるということでございましたが、ただ、ハゼについてはどこか植えるところがあれば調べてみたいということでした。

山地は昔から、かつてはコナラやアカマツが自生し、まきや炭の生産のために定期的に伐採され、里山として整備がなされておったかと推察いたします。そのうち山も人の手が入らなくなりまして、もともとのシイ、カシの山に戻りつつあり、山は大木化し、林内は暗くなり、やぶ化いたしまして、生育できる動植物の種類がますます減り、里山独自の生態系は薄れてきています。

そこで本市大平山も山頂公園のますますの充実はもちろんのことですが、大平山を防災や観光、多面的に整備をされ、未永く防府市の大平山として愛され親しまれるように行政の積極的な取り組みを強く要望いたします。

次に、2番目に、現在、記念樹等によるもみじは市内にどのくらい植えられておりますか。また、もみじのこれからの植栽計画についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） それでは、もみじの記念植樹等に対するお答えをいたします。

ことしの3月に市民記念植樹ということで、大平山山頂公園に51本の植樹を行ってお

ります。また、これに先立ちまして、実は昨年(2019年)の12月に職員のボランティアで大平山、ちょうど山頂公園の北側斜面、こちらに150本の植樹を行っております。植樹についてはそのぐらいでございますが、次に、今後の植栽ということの御質問ですが、現在のところ具体的なものは予定はいたしておりません。

以上です。

議長(行重 延昭君) 2番、斉藤議員。

2番(斉藤 旭君) それでは、現在200本ということになるかと思いますが、大平山山頂と申しますか、観光地としてますます人気が高まるように、これからも広葉樹(紅葉樹)の植栽について切にお願いをいたしまして、この項の質問を終わります。

議長(行重 延昭君) 次は、救急医療対策について、消防長。

消防長(武村 一郎君) 救急医療対策についての御質問にお答えをいたします。

防府市内のAEDの設置状況でございますが、市が管理しております施設では平成17年度にスポーツセンターと桑山中学校に1台ずつ、計2台を寄附により設置したのが最初でございます。以後、平成18年、19年度にかけて、県内ではいち早くスポーツ・文化施設、行政施設、教育施設等、多くの市民の方々が利用される施設に随時設置いたしまして、現在は合計で81台を設置しております。また、ほかの行政機関や企業・団体等が自主的に設置したものもありまして、消防本部にAED設置の情報提供があったものを含めると、防府市内には合計で120台が設置されております。

AEDの市内での使用事例についてでございますが、平成19年11月に、市内の事業所で業務中に心肺停止状態になった社員を、同僚の社員が事業所に設置されているAEDを使用して電気ショックを行い、救急隊が到着する前に心拍の再開を見た事例がありまして、AEDの有効性、重要性が再認識されたところでございます。

次に、AEDの使用方法についてでございますが、AEDは音声案内に従って操作することにより、だれでも使用できるようになっておりまして、電気ショックの必要がない場合には自動的に心臓の動きを判断して作動しない仕組みとなっております。

また、ペースメーカーを装着した方に対しましては、パットを、埋め込んであるペースメーカーから少し離して張ることで支障なく使用することができます。したがって、不都合は起きない器械だと認識しているところでございます。

しかし、議員御指摘とおり、AEDの機能を御存じない市民の方々が疑問や不安をお持ちになることは当然のことと存じます。それにおこたえする意味でもAEDの使用方法を習得していただくことが大切と考えておりますことから、消防本部ではAEDを使用した心肺蘇生法を習得するための普通救命講習を鋭意開催して、受講者の方々に使用方法など

について周知を図っているところでございます。

市内にAEDが設置されました平成17年以降、本年4月までの普通救命講習の受講状況につきましては、行政・教育関係者やAEDが設置されている施設の関係者、自治会関係者のほか多くの市民の方々が受講されており、再講習の方を含め延べ7,576名の方が受講されております。

また、市内の小・中学校につきましては、既にすべての学校にAEDを設置し、教職員が普通救命講習を受講して対応するという状況でございます。なお、市内の小・中学校の教職員の受講状況につきましては546名が受講済みでございます。

消防本部では毎月第1日曜日に本部講堂で普通救命講習を開催しておりまして、広く市民の皆様を受講を呼びかけていることとあわせて、自治会や企業、団体などからの普通救命講習の依頼に職員を派遣して、一人でも多くの方に受講していただくように積極的に努めているところでございます。

消防本部といたしましては、AEDを必要とする事態がないことを願っておりますが、まさかのときには、市内に設置してあるAEDで一人でも多くの命が救えるように、今後とも普通救命講習を積極的に開催し、応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ありがとうございます。それでは再質問をいたしますが、AEDは2004年から既に5年たっておりまして、新しい機種も、性能もよくなっているかと思いますが、その使用方法が、別にならなくなってはいけませんが、大丈夫でしょうか。

それとAEDの保守点検ですが、これは定期的になさっておられますか。例えば、いざというとき電池が切れておったりと、そういうふうなことがないように、そういう心配もありませんが、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは私のほうから、一応管理をいたしておるのは総務課でございますので私のほうから答弁をさせていただきます。

御質問の器械の機能につきましては日々改良が加えられておるのは事実でございますが、しかしながらそんなに大きないわゆる基本的に動作が変わるというふうなことにはなっていないというふうに考えております。したがって、この講習につきましてもその取り扱いの内容につきましては当初から変わっておるところではございません。基本的には

取り扱いは変わってないということであります。

それと、保守についてでございますが、保守と消耗品類については平成17年から18年にかけて寄贈と購入により設置いたしましたAED15台につきましては保守点検は実施はいたしておりませんが、消耗品類、いわゆるパットですか、それとかバッテリーといえますか、これについては2年に1回あるいは4年に1回交換しているということでございます。

また、リースをいたしておりますAEDにつきましては、5年のリース期間におきましてバッテリーあるいはパットの交換は保守業務の中に入っておりますので、これはその中で保守をしているということでございます。

なお、今、リースをやっております器械を含めて平成24年には5年間の満了というふうになりますので、それ以後につきましては、寄贈いただきましたものを含めて、一緒に、今後は保守委託もしてみたいということを考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） ありがとうございます。それで、次に、市内のAEDの設置場所、この一覧表を市民に知らしめる必要があると思いますが、その点はいかがでございますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 周知しているかということでございますが、81カ所の設置を完了いたしました平成19年11月ごろでございますが、11月1日号の市広報には設置の一覧表を掲載をいたしております。また、市のホームページにおきましても緊急情報の中にAEDについてということで掲載はしておりますが、それをすべての市民がごらんになっているかといえ、そこまで御承知いただいてないのも事実としてはあるかというふうには考えております。今後、そういったいわゆる啓発につきましても、十分そういった機会をとらえてやっていきたいというふうを考えております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） どこにあるかということがわかっておれば、いざというときいいかと思えます。

それと、先ほど消防長さんより至極簡単であるということでありましたが、市民の方はなかなか取っつきにくいものとおられますから、そういうのを知らせると同時に、もう既に5年もたっておりまして、AEDのそういうだれにもできるということ

市広報等に再度載せていただけたらと、このように思っております。

それから、次に、A E Dの貸し出しについてお尋ねいたします。例えば特に必要などうかスポーツ少年団とか各種スポーツ団体、そういった方への貸し出しはどうか、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） A E Dの貸し出しはどうかということでございますが、A E Dの設置につきましては先ほど申しましたように多くの方が集まります公共施設などに設置をいたしており、緊急時にはそこに居合わせた職員あるいは市民の方でも講習を受けられた方が使用できるということもありますので、そういった場所に設置しておるわけでございますが、しかし、市民といいますか個人への貸し出しにつきましてはお一人お一人の方が全部知識、あるいは講習会等を受講されているかどうかということもありますので、そのほかに、もしというか、壊れた場合とか、そういったときの補償あるいは台数の確保ということで、いろいろ課題もあろうかと思っておりますので、今のところ一般市民の方への貸し出しは考えておらないというのが現状でございます。

しかしながら、現在市の施設を離れて、例えば今おっしゃいましたスポーツ少年団あるいはハイキングとかあるいはウォーキング、こういった行事が多いわけでございますが、そういった関係で市の主催とか市が共催等々であるんなら、そういった場合には今、総務課のほうに1台ほど、そういったときに使えるという形で貸し出し用は設置をいたしておりますので、今後そういった方々で、例えば市民の方も大部分の方が講習を受けられて、それを使うことに何ら問題ないよとか、いろいろ先ほど申しました課題が解決できるのであれば、今後はやっぱり考えていかなければならないということは思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） そういう希望があればぜひ貸し出していただきたい。それについてはそういう各種団体に積極的に講習会に参加するような要請もしていただきたいと思っております。

それと、実は兵庫県の西宮市では、A E Dの救命処置の手順をネット動画で紹介しております。これは反復学習に効果があると大変好評でございます。私も2度ばかり受けましたが、まだ、どうだったかなという、そういう不安がありますので、そういったこともあれば、そういうもので知識を得ればますます自信がつくかと思っておりますので、その点についてお尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） インターネットなどを活用したPRについての本市の取り組みについてお答えをいたします。

現在は防府市のホームページでAEDにつきまして、静止画像で紹介しているところでございます。これを動画で紹介することができるかどうか、先進地の事例などを参考にし、市長部局の関係課と協議をいたしまして検討していきたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） 現在、公の施設でございますが設置されておるとは思いますが、例えば夜間の使用についてはどのように考えておられますか、お願いいたします。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 夜間の使用ということになりますと、やっぱり一応市の備品でございますし、本来ならだれでもいつでもというのが大原則ではございましょうが、管理上といいますか、それを含めた中で、外にといいいますか設置しているのは、私の記憶では、今、ないというふうに考えております。

今後、先ほど言いましたようにこういったものがどんどん普及して、皆さんが自由にお使いになって一つも差し支えないというふうなことになるれば、またそういったことも考えていかなきゃならないかというふうには考えておりますが、当面、夜間の場合は施設の中に格納してあるというのが現状でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） いずれそういうところまで範囲を広めていただければと、このように思っております。

それから、先ほどから消防長がいろいろこれからの取り組みについても力強い答弁をいただきました。それで、消防団員はすべてもう習得しておられるんでしょうか。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（武村 一郎君） 消防団員については団員の入れかわりもございしますが、現在、ちょうど新しく消防団員についての講習を実施中でございます。それで、21年、ことしですけれども、3月21日から実は6月14日まで、この間に8回、普通救命講習を実施しております。現在、消防団員396名、これ実員ですけれども、この中で6月14日までに一番最新の講習ですね、2回目の方もおられます。そういった方々で14日までに8回で332人、それ以前の方も含めて、現在、掌握しておるのは先ほど申し上げましたように396名中350名、この方には今、一番最新の普通救命講習を受けていただいております。遠くない早い時期に全消防団員に受講していただくという計画のもとでございます。

議長（行重 延昭君） 2番、斉藤議員。

2番（斉藤 旭君） 特に、そういう現場に行かれる方には、特にそういった知識は習得させていただくようお願いをいたします。

いろいろお尋ねいただきましたが、これからの取り組みについてもお聞きいたしました。私もまたそういう場に遭遇するかもわかりませんが、これからそういった講習等もまだまだ受けて、そのときに自信を持って、勇気を持って対処できるように、知識に磨きをかけようと思いますし、また、私がそういうかけられる立場になるかもわかりませんが、そのときはだれでもすぐ対処していただけるように、ますますの講習の成果を期待して、すべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で2番、斉藤議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、3番、山田議員。

〔3番 山田 耕治君 登壇〕

3番（山田 耕治君） 皆さんこんにちは。民主・連合の会の山田耕治でございます。防府市市議会議員にならさせていただきまして約7カ月、まだまだ先輩議員の皆様の足元にも及びませんが、防府市のためにという熱い志と、私を送り出していただいた支援者皆様のきずなを忘れず、一生懸命に取り組んでいく所存でございます。今回2回目の一般質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、児童・生徒の情操・倫理教育について質問をさせていただきます。

世の中は目まぐるしく変化し、周りの社会環境も大きく変わっています。その中で今現在、我々が直面している課題は環境問題、少子高齢化、国際化・情報化の進展に伴う課題、人権問題等々さまざまな課題がございますが、その課題解決のためには自分だけがよければとか、人に迷惑さえかけなければという姿勢ではなく、問題を共有化し、話し合い、お互いを認め合いながら問題を解決していくという人間同士のつながり、また人間と自然とのつながりまで視野に入れたともに生きる姿勢が必要です。生命の大切さや基本的な社会のルールなどはお互いが生きる基盤として共有し、きちんと子どもたちに教えていかなければなりません。私たちは親として、人生の先輩として、社会人として、世の中でともに生きるために大切にすべきものを子どもたちにしっかりと伝えていくことが必要だと考えます。

近年、新聞やテレビ等で青少年の事件やいじめ、不登校等が社会問題となる中、心の教育、その重要性はますます強調されており、本市の教育委員会の教育行政点検評価報告書においても、人間性を豊かで、心身ともに健全な児童・生徒の育成、心の教育の充実を図

るため心の教育研究指定校の設置等、心の教育の重要性について取り組んでおられます。

本来、しつけというものは基本的に家庭が中心となって、家庭の中で親が身につけさせていくものだとは思いますが、核家族が多い近年、さらに、共働きやひとり親家庭で、子どもが親と接する時間さえも少なくなってきたように思います。

家庭、学校、地域の関係が密になり、地域ぐるみでの子育てを真剣に考えなくてはいけない時代ですが、その中で学校での集団生活がとても重要な役割をなして、集団の中でルールを守ること、辛抱すること、また他人を思いやる気持ち等、子ども自身が心で感じ、考え、学ぶ力をどう導いていくかについてもとても重要だと考えます。お互いの違いや多様性を認めることを前提として、どのようにコミュニケーションを図るのがよいかを心で感じ、見出していくことが、人間性を豊かで、心身ともに健全な児童・生徒の育成につながるのではないのでしょうか。

お互いのよさを認め、これだけはやっていこう、守っていこうというマナーやルールを共通して理解していくことのできる大人にみんなで育てることが大切であると考えます。

そこでお尋ねですが、心の教育、道徳教育の充実を図るため、心の教育、人権教育と、文部科学省指定校を定め、本市も研究に取り組んでおられますが、現状の実態がどのように変化してきたのか、児童・生徒の育成を目指した教育につながったのか、教育委員会の御所見をお聞かせください。

また、全国各地において児童・生徒がみずから命を絶つという痛ましい事件をニュース等で見るがありますが、その背景にはいじめをはじめ、地域、家庭におけるコミュニケーションの不足、コミュニティの希薄化も要因の一つであるとともに、命のとうとさ、人を思いやる心、人としての尊厳などが欠落していることに起因しているかと考えます。

そのため、命の大切さや思いやりの心をはぐくむ情操教育と、また実施するに当たっては環境づくりが必要不可欠だと考えます。命は大切だよと、中身の無い言葉を繰り返す子どもに言ったとしても、子どもみずから命を大切にしたいと思い、大切にするという思いがなければ意味がありません。

例えば動物を飼い、その動物に対して愛情を持ち、大切にすることを身につければ、大人が命の大切さを教える必要などなくなるでしょう。心から命の大切さを感じているのであるなら、自分から命を大切にしようとするはずだからです。命の大切さを知識として教えることはできたとしても、実際に命と向き合ってみなければ命のはかなさや強さというものはわからないのではないのでしょうか。

命を大切に思う心は自分の心で感じ、自分自身が身につけていかなければいけないものです。動物に愛情を持ち、気持ちを注ぐことは、自分以外の弱者を思いやる心を育てて、

ひいては相手の気持ちを思う、相手の立場になって考えるという心を育てるためのとても貴重な体験になるでしょう。ペットは生きている動物であり、えさを与えないと死んでしまいますし、食べれば排せつをするので、トイレの世話をしなければいけません。世話をすることを通じて、子どもたちは責任感を感じることができるでしょう。

文部科学省は学校教育の中に動物の飼育を組み入れる動物介在教育を実施しています。動物の飼育を通じて知識よりも心を育てる教育が重視され、生き物への親しみをもち、大切にすることができるようにする、動植物に優しい心で接することが目標とされています。

5年生の目標では、生命を尊重する態度を育てるとなっております。動物の学校での飼育は鳥インフルエンザの発生等問題はあると思いますが、獣医師や専門家の指導を受けて適切に飼う条件を整える等できないか、防府市におかれましてはどのように受けとめ、道徳教育の充実を今後どのように図っていくのかをお聞かせください。

次に、障害者への支援についてお尋ねいたします。

障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりを目指した障害者自立支援法が施行され、障害者が自立して地域生活と就労を進めるためには授産施設等の工賃水準の引き上げが必要で、現在、全国で多くの中小企業診断士が工賃倍増計画の目標達成のため新製品開発やマーケティング、作業改善の支援等を行っていると耳にします。今現在、障害者の就労へ向けた取り組みとして福祉から雇用へ、この基本的な考えを踏まえ、福祉を受けている人などについてのセーフティネットを確保しながら、可能な限りの就労による自立、生活の向上を図る展開が進められています。

平成19年2月に国が公表している基本構想の成長力底上げ戦略の就労支援戦略で、福祉的就労の底上げを行うこととし、授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるために、平成19年度中にすべての都道府県で工賃倍増5カ年計画を策定し、地元の自治体や地域企業、経済団体の協力のもと、5カ年で平均工賃の倍増を目指すこととされました。

山口県も、障害のある人が住みなれた地域で自立して暮らせる環境をつくるため、自立に向けた就労等の支援、地域生活や社会参加への支援を通じて、障害者が活躍できる社会づくりを進めております。

その施策の中で新規事業障害者就労支援特別対策事業を行うとのことですが、内容の一つには、設備の拡充や就労の内容が充実した事業形態への移行促進など、工賃引き上げ支援も含めております。授産施設等の福祉的就労についても、施設利用者の働く意欲の向上を図る上でも、工賃の引き上げ倍増計画は必要不可欠でしょう。

山口県の工賃倍増計画は、障害者年金と合わせて10万円の収入を確保できるように県平均月額2万6,000円以上の工賃が23年度の目標に設定されていますが、平成

19年度実績の本市の平均工賃は1万5,000円で、平均額にはかなり厳しい状況です。

世の中は景気の後退をもたらし、現在の実体経済も市民生活にも深刻な影響を及ぼし、このような世界的な不況の波は障害者の社会参加をも脅かし、施設利用者の一般就労への移行も困難と推測されます。官民一体となった取り組み推進を問われる中で、積極的な行政機関への受け入れはもちろん、民間企業が有する技術やノウハウを習得するために、コンサルタント派遣の必要性も問われています。

本市におかれましても、障害者の雇用問題、また工賃倍増5カ年計画に対しどのような取り組みで支援していくのか、具体的な案はあるのか、執行部のお考えをお聞かせください。

また、障害者の増加と高齢化が進んでおり、防府市においてもこの傾向は今後も続くと予測されます。平成15年の身体障害者手帳の交付は3,977人で、平成21年の身体障害者手帳の交付は4,798人と、6年間で821人も増加です。平成21年1月の障害者別内訳は、肢体不自由の方が2,600人、内部障害の方が1,274人、聴覚平衡障害の方が509人、視覚障害の方が359人、音声言語障害の方が56人となっています。

そのような障害を持たれた人たちの外出や日常生活を助けてくれるとても重要な存在の補助犬のことは皆さん御存じだとは思いますが、身体障害者の補助犬は、障害者の日常生活を支援するために特別な訓練を受けた犬たちで、視覚障害者の歩行を誘導し補助する盲導犬はよく知られていますが、そのほかにも肢体不自由者の生活動作の補助をする介助犬や聴覚障害者の聴覚の代行を補助する聴導犬が育成されています。

平成14年10月に身体障害者補助犬法が施行され、交通機関や公的施設はもちろん、すべての民間施設にて、補助犬法による公的認証を受けた補助犬使用者の補助犬同伴を拒んではならないことになりました。これは、身体障害者補助犬の社会的認知度を高めることと、補助犬を利用する身体障害者の自立と社会参加を促進するために法的に定義しています。

しかしながら、まだまだ補助犬の認知度も低く、日本の補助犬の実働頭数も盲導犬は1,045頭、介助犬は47頭、聴導犬は20頭と聞きます。

平成20年度の調べでは、山口県は盲導犬が17頭、介助犬と聴導犬はゼロ頭と聞きました。防府市の障害別障害者手帳保持者の状況を見ましても、半分以上の54%の方が肢体不自由の方で、介助犬は肢体不自由の方の落としたものを拾ったり、ドアの開閉、物の取り出し、必要に応じては歩行介助も行うとのこと。また、電話をとってきいたり、肢体不自由の方が転倒したときなどの緊急連絡手段確保も大切な役割とのこと。

介助犬は訓練計画の段階で一人ひとりのニーズに合わせたオーダーメイドの訓練をするとのことでした。ある特定非営利活動法人の方から、人はだれかを介護することができ、犬はだれかを介助することができる。介助犬、聴導犬とともに自立し、社会への参加を望んでいる人たちがいると聞きました。1頭育成するのに約300万円かかる補助犬は数も少なく、実働数がなかなか増えないそうで、育成団体はお金に苦労しているところが多く、給料の安さから、高い専門性を持ったトレーナーも育たないとのことでした。寄附頼みの育成団体の体制強化も必要と考えます。

障害を持たれた方も外出したいとか、働きたい、遊びたい、また、そうすることにより社会とかかわりを持つ、これは健常者が思うように、障害を持たれた方も思う当たり前の権利と考えます。また、そう思えるような環境を整えること、社会参加への推進と自立の促進を図ることが急務な行政課題と考えます。

そこで質問ですが、防府市で補助犬を必要としている方の把握をされているのか、また、身体障害者補助犬法に対しての市の取り組みと特定非営利活動法人等補助犬育成団体への支援計画がありましたら執行部の御所見をお聞かせください。

以上、壇上での質問は終わらせていただきます。執行部におかれましては誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、障害者への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、障害者の雇用と工賃倍増5カ年計画の進捗状況、具体的支援策についてのお尋ねでしたが、障害者の雇用に対する工賃倍増計画の背景から申し上げますと、平成18年度から施行された障害者自立支援法の、能力に応じた自助自立を促すという理念を受けまして、障害者授産施設にあっても就労促進、経済的自立につながる労働的就業が求められるようになったことがございます。

山口県は平成19年度から平成23年度までの5カ年の計画期間で、平均月額2万6,000円を達成目標工賃として設定しておりますが、本市の平成20年度平均工賃は1万4,200円となっております。目標達成のためには今後相当の努力が求められる状況でございます。

市といたしましては、施設利用者の勤労意欲を高めるための支援として、工賃を満額受領できるように利用者が負担する施設利用料を平成19年度から全額助成しておりますが、これにより延べ利用者数が増加したものの、仕事量が比例して増えなかったため、結果的

に平均工賃としては平成19年度より若干減少しているのが現状でございます。

県は目標達成の方策として3つの柱を掲げ、その中心となる柱の「受注、販売力の強化」の中で、官公庁需要の活用を上げていることから、本市におきましても、市業務の中で障害者にも可能な軽作業等の発注を各課に重ねてお願いをしてきたところでございます。これにより公園清掃、施設清掃などの業務が委託されているところであります。しかしながら民間部門では、金融危機による経済不況のため需要が冷え込み、業務受注も困難な状況でございます。

目標達成に向けて、取り巻く状況は厳しいものがございますが、その中でも事業者にとっては業務開拓、製品品質の向上、利用者の能力開発に努めていただくとともに、市といたしましても、事業者からの相談にも対応し、新たな官公需の掘り起こしに努めてまいりたいと思っております。

なお、他の2つの柱は「事業所の体制づくりの促進」と「相談・支援体制の整備充実」となっておりまして、事業所が取り組むべき条件整備と行政及び関係機関の連携強化を求めるものとなっておりますので、今後もそれぞれの立場で対応していかねばならないものと考えております。

次に、身体障害者補助犬法に対する市の考え方についてのお尋ねでございますが、補助犬が身体障害者の生活自立、社会参加に大いに寄与するものであることは御指摘のとおりでございます。このことから、本市においても、潜在的な需要はあるのではないかと考えております。

しかしながら、補助犬の利用に当たっては、利用者自身も犬との意思疎通を形成するための訓練が求められます。利用中は養育、衛生管理など、犬のケアの義務が課せられることとなりますので、障害者がだれでも気軽に利用できるというわけにはいかないのも事実でございます。

このような面がありますことから犬の訓練、育成を行う団体も限られておりまして、市内で需給調整が可能になる状況ではございませんが、盲導犬につきましては、県が毎年利用の希望調査を行っておりまして、市では市広報などを通じてお知らせしております。

また、補助犬の社会的認知を進めることは自治体の責務として、身体障害者補助犬法第23条に規定されておりまして、本市においても、平成15年に同法が施行されたことを市広報で周知したところでございますが、今後もさまざまな方法で周知してまいりたいと存じます。

一方、補助犬の育成支援につきましては、先ほど申し上げましたように、市域単位では

スケールメリットが出ないことから、今後、国、県などの取り組みを期待するものでございます。

残余の御質問につきましては教育長より答弁いただきます。

議長（行重 延昭君） 山田議員の質問の途中でございますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたしますが、暑うございますので上着をとられて結構でございます。執行部の方もどうぞ。どうも市長さんがお脱ぎにならんと職員の方、気兼ねなようなこともお聞きいたしました。（笑声）遠慮ございませんので、どうぞ暑い方はお脱ぎになって結構でございます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を続行いたします。3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） それでは、午前中に引き続き、最前いたしました質問をさせていただきます。市長、御答弁ありがとうございます。

工賃の倍増には障害者の就労が絶対的な必要性があると思うんですが、障害者の就労について平成17年の第5回定例会で同僚議員の方も質問されておられます。その中で、障害者の雇用促進等に関する法律に基づき法定雇用率のことについて触れておられますが、法定雇用率のことは御存じだと思いますので詳しくは申しませんが、地方公共団体は2.1%の雇用率が義務づけられている中で、たしか本市は1.69%の回答だったと認識しております。そのときの御所見で、今後も法定雇用率を念頭に置きながら、障害者の採用を考えるという御答弁でございました。今現在の防府市の雇用率をお聞かせ願います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 市役所の雇用率ということでございます。防府市役所におきます障害者のいわゆる雇用率でございますが、先ほど御案内ありましたように我々地方公共団体においては市長部局が2.1%、それから教育委員会が2.0というふうないわゆる雇用率が定めてございます。

これに対しまして本市の今の状況でございますが、平成20年度の実績でございますが、市長部局におきましては2.84、それから教育委員会におきましては2.22となっております。いずれも先ほどの数字から見ますと法定雇用率を上回っているという状況でございます。今後もいわゆる職員の退職動向をかんがみながら、そういった障害者の方の採用についてはそれを念頭に置きまして、採用計画を立てたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。たしか平成17年のときは1.69というところで、かなり上がっておられるというふうに、ちょっと安心したんですが、企業は現在除外率というものがあまして、全従業員の5%をカットした数字が要は分母になるわけです。その分母で計算しまして、2010年の7月よりこの除外率というのがなくなります。従業員数100%が要は分母になるわけです。自治体のほうも多分、同じような、ちょっと穏和化された除外率というのがあるんじゃないかと思うんですが、一般企業はこれ達成できない場合、3年間の改善計画の提出等、ペナルティーがあるわけなんです。今後の情勢を見た中で、自治体としてはペナルティーというのがあるのかなのか、というところをちょっとお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） いわゆる地方自治体におけますペナルティーということでございますが、達成してなければ、県の労働局の報道によりまして、公表されるということと、あとはいわゆる今度は適正な実施勧告もいただきまして、採用計画を立てるというふうなことになっておるといふふうに今理解しております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。一般公開された後、お金を支払うというようなことが実際にあるのかなのかというのはちょっとわかりませんが、もしあるとするならば、これは市民の皆さんの税金で支払いするわけですよね。ただ、この法定雇用率の数字ばかりを追っかけますと、裏があまして、採用しなくても、要は分母が減れば雇用率は上がるんですよね。率先して障害者の雇用をリードしていかなければいけない自治体が、そんなことはないとは思いますが、平成16年に採用予定者が1人、受験者が7人、採用者ゼロ、平成18年、採用予定者が4人、受験者は10人、採用者3人、平成19年、採用予定者が1人、受験者は5人、採用者1人です。

合格された方が採用を辞退したり、よその自治体へ行かれたという話も聞くんですが、他の自治体のほうが魅力があったのか、働きやすい人に優しい環境だったのか、他の自治体のほうが工賃がよかったのか、想像でしか話ができませんが、防府市におかれまして、山口県障害者就業センター等、市内でも7カ所の関係機関がございます。その中で職業の知識を習得するための職業準備支援、職場に適應するために事業所を訪問して指導するジョブコーチや休業中の職場復帰を目指すリワーク支援等ございますが、実際このようなものを利用する障害者の方がいらっしゃるのか、また、個人、企業のそういうものを利用さ

れた事例がございましたら、わかる範囲で結構です、教えていただけますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

山口障害者就業センターで実施されておりますジョブコーチ支援事業でございますが、実際に就労を目指して利用しておられる方や、就職後に問題が生じ、ジョブコーチの支援を受け就労が継続しておられる方もおられまして、障害者にとっても企業にとっても障害者の就労の定着を図る上で大変、有効な支援だというふうに思っております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。私もいいシステムだと思います。ただ、これはあくまで就職や就職後の支援を希望する障害者に対しての後手対応なんですよ。あくまでも、要は支援を希望する障害者の方が利用するという話になりますので、要は事業所、行政、今現在、仕事に携わっておられる障害者の方を、例えば半年に1回ぐらいのミーティングの場、またコミュニケーションを図る場を設けていただいて、その中で出てくる問題を、今から会社へ出ていこうと頑張っておられる、障害を持っておられる人たちの支援につなげられないか、またそのような場を積極的につくることを要望して、障害者の支援の項については終わりますけど、次に、身体障害者補助犬法について続けて質問させていただきます。

先ほどの御答弁では、市単位ではスケールメリットが出ないと申されましたが、行政は障害者の支援をスケールメリットがあるものだけやるとということなんですかね。とてもちょっと残念に思って聞いておったんですが。壇上でも申しましたけど、補助犬の育成には人と犬との信頼関係を築くために時間と手間がかかります。1頭を育成するのに約2年の歳月と訓練経費や食事など約300万円の費用が必要と言われております。全国的に見ても、多くの障害を持たれた方が補助犬を待ち望んでいると聞きます。

つい最近、読売新聞の記事ですけど、聴導犬の話がちょうど記載されておりました。厚生労働省によると、九州での聴導犬の認定は初めてとのこと。その内容は、長崎県の大村市での耳の不自由な理容師の男性が奥様が他界した後、介助してくれる犬を探していてNPO聴導犬育成協会と出会った男性は、NPO聴導犬育成協会の支援のもと、犬と一緒にバスに乗ったり買い物をしたりして訓練を重ね、兵庫県で行われた認定試験で合格されたとのことでした。この聴導犬は毎朝目覚まし時計が鳴ると男性の顔をなめて知らせる、理容店では予約を受けるファクスやタオル蒸し器のタイマーの音が鳴ると前足で触れて音源へ導き、また路上でクラクションが鳴れば、伏せる動作で危険を知らせるとのことでした。男性は息子のようにかわいい、盲導犬のように聴導犬の認知度も上げてほしい

と記載されておりました。

この認知度を上げるためにも講演やデモンストレーション、また障害者への支援も含めた募金箱等を公共施設に置けるようにできないか、執行部の御所見をお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） お答えいたします。

今言われました公共施設は当然公の施設でございますので、ここに例えば共同募金や災害義援金とかではない一団体等の募金箱を置くことにつきましては難しいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） 一市民の立場から言わせていただきますと、赤い羽根募金もこの身体障害者補助犬に対しての募金も余り変わらないような気がするんですが、何とも……、認知をもっと上げていただく施策というのを本当真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

先週のニュースで沖縄県的那覇市で、皆さんも見られた方もおられると思いますが、傍聴席内への手話通訳の導入も行っておりました。防府市の議会でもぜひ取り入れてもらいたいものですが、先月私も社会福祉法人山口県聴覚障害福祉協会主催の手話講習会へ参加させていただいたんですが、講師は耳に障害を持たれた方で、とても丁寧に手話のことを教えていただきました。

その講習の最後に講師の方に御質問させていただいたんですが、平成21年度の身体障害者手帳を交付されている方で耳の不自由な方が509人と聞いたのですが、その中でどれくらいの方が手話ができるんでしょうかねというふうに問いかけてみました。講師の話では約100名前後の方しかいないでしょうねという御回答でした。残り約400名前後の方が特定の家族の方とか特定の方としかコミュニケーションがとれず、社会から遠ざかっていくのかなと思った次第でございます。

社会参加へ一歩踏み出す手助けをしてくれる一つの手段、またアニマルセラピーやセラピードックといった精神的なサポートも大きな効果があると思うんです。また、身体障害者補助犬法を使用する人たちもまだまだ問題が山積みしていると聞きます。県へも要望書を提出されているようですが、公共機関での補助犬法に対する周知徹底や予防接種等の支援等、犬を使用される高齢者の方は年金生活のために、犬の健康管理に伴う費用についても苦慮している方もおられるとのことでした。

防府市におかれましても、現状の障害者の方をしっかりと把握した上で、自立していく、また、自立していきたい障害者へ、障害者の立場に立った今後の展開をいま一度考えてい

ただくことを期待、また要望して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、児童生徒の情操・倫理教育について、教育長。

教育長（岡田 利雄君） 児童生徒の情操・倫理教育についての御質問にお答えいたします。

初めに、心の教育、人権教育の成果についてお答えします。

本市教育委員会では、学校教育の質の向上を重点目標の一つに掲げており、その施策として心の教育の充実に取り組んでおります。その取り組みの一つとして、平成19、20年度には勝間小学校が人権教育で、国府中学校が道徳教育で文部科学省の指定を受け、2年間研究実践に取り組みました。

勝間小学校では、家庭や地域との連携を図りながら、人権尊重の視点に立った研究実践が行われました。一人ひとりを大切にした授業づくりの取り組みから、児童は友だちの意見をしっかり聞き、その思いや願いを大切にするようになりました。また、給食や遊びなど異学年間交流ができる活動を通して、下学年を思いやる心も育ってきました。さらに、地域の方を学校行事に招いてともに活動する中で、地域のよさを感じ、地域の方に感謝する心も育ってきたとの報告がありました。

一方、国府中学校では、道徳の授業の充実を目指すとともに、グループでの課題解決を通して、仲間づくりや個人の成長を促すことを目標として、山口県独自に開発されました「山口ふれあいプログラム」、通称はA F P Y、アスピーと言いますが、これを活用したり、総合的な学習の時間における縦割りの集団学習を実施したりすることによりまして、集団の一員としての自覚や責任を身につけさせる研究実践が行われました。

このようなさまざまな取り組みから、自分の考えを持つとともに、相手の立場も尊重することの大切さに気づく生徒も増えたという報告を受けております。

こうした研究指定校の取り組みは、昨年度各小・中学校の人権教育担当教員を対象とした研修会や、新規採用及び転入教職員を対象とした研修会において情報提供されています。今後も、各種研修会を通して、教職員の人権意識の高揚を図り、心の教育の充実にしていきたいと考えております。

次に、動物介在教育についての御質問にお答えします。

市内小・中学校における動物の飼育状況につきましては、小学校15校、中学校5校でウサギ、カメ、メダカなどの飼育がされております。飼育方法につきましては、全校の児童生徒が順番で世話するものや、委員会や係の活動として児童生徒が世話するものなど、各学校の実情に応じて工夫がなされております。

動物の飼育による教育的効果としましては、「生命の尊さを学ぶことができた」「動物

の正しい飼い方・ふれあい方を学ぶことができた」「思いやりの心を学ぶことができた」「責任感を学ぶことができた」、そして「教科における学習内容を深めることができた」などを挙げることができます。

このように、動物介在教育には思いやりや生命尊重、動物愛護の心をはぐくむなど、児童・生徒の情操を養う点において大きな教育効果がありますが、一方で、動物が死んだときの処置に係る衛生上の問題、動物を介して伝染する病気の問題等の課題もあることから、教育委員会といたしましては、各学校や地域の実情を踏まえながら、動物の飼育による教育的効果が上がるよう支援していきたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。子どもたちは口で言われるだけでは決して納得しないと思うんです。家族や地域、また学校の先生や周りの人たちとかかわりの中で礼儀やあいさつ、社会や集団でともに生きるために必要なルールやマナー、友だち等、人への思いやりを体感して育っていくのではないのでしょうか。

本市も、あすの防府市を担う大切な子どもたちの育成に尽力されております。悪いニュースも小耳に挟む現状も無視できない話ですが、私が聞き漏らしておいたら申しわけございません。文部科学省指定校では、よその学校と異なった、具体的な取り組みの事例がございましたら教育長、教えていただけますか。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 今、手元にほかの学校のものを持ってきておりませんから比較はできないんですが、あえて申しますと、勝間小学校があえて人権教育ということの角度からこの研究指定に入ったということ、それから、国府中学校が道德教育というこの領域から入ってきたというところ辺が19年度、20年度の文部科学省の指定の特徴であろうと思っています。

ただ、勝間小学校の人権教育、この背後には言葉による嫌がらせとか、あるいは言葉による暴力までいきませんが、嫌がらせ等々が相変わらずあるということが現実問題ありまして、その解明に向けて、人権教育という視点からすべての活動を見直すということで、徹底して取り組んだということで、授業もさることながら、一日の活動も大幅に変わってきております。もし御機会がございましたらぜひ勝間小学校のほうへ足を運んでいただきたいと思っておりますし、それから国府中学校の道德教育につきましても、やや生徒の荒れがこの年度にあったわけでございますけども、それもやはり根底に人を思いやる、自分の考えを求めると同時に人を思いやるという、これを根底に置きながらの教育の見直しということを絡めながら効果を上げてきたわけでございます。議員御質問の他の学校との中

身の違いというのはちょっと今段階では申し上げられないかと思っております。もし時間をいただければ確認して、またお届けします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） ありがとうございます。人権教育、道徳教育、多分ほかの学校もやってるとは思うんですが、具体的なところを、せっかく文部科学省指定校というところで定めてやっておられるのであれば、その指定校に指定して、違う取り組みの中で子どもたちがどうなったよというのをしっかり認識していただいて、他校への水平展開というのをお願いしたいなというふうに思います。

OBSという言葉聞いたことが皆さんあると思いますが、アウトワード・バウンド・スクールという言葉ですけど、教育学や心理学などの成果を取り入れて、大自然の中で青少年が生きる力をはぐくむことができる世界的な野外教育機関で、野外活動とカウンセリングを組み入れた自然体験活動ですが、大自然の中で人と人とのかかわりのあり方、これを体験を見つめ直して、生きる力をはぐくむことを目的とされております。

子どもたちが自分で考え、思いやりの行動ができる心を育てていくためには、他者との共同や自然体験を通して、自然のすばらしさや生きることの意味を知ること大切だと考えます。

そこで質問をさせていただきますが、地域行事への参加やボランティアなどの社会体験、自然体験等の機会を設けたり、子どもたちが自信を持ち、達成感を味わえるような場、コミュニケーションを図る場が教育の一環であるのでしょうか。お聞かせ願います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 御指摘の地域の方々とのかかわり合い、あるいは地域行政の参加等々、各小・中学校の事情は違いますけれども、それぞれ年間を通しましていろんなところでかかわりを持っております。学校によっては施設のあります施設を訪問したり、あるいは地域のいろんな活動の中で、草取り作業に出たりと、あるいは吹奏楽部等々が演奏を兼ねてそういった施設を回ったり、あるいは子どもの施設等に回って行く等々、種々さまざまな活動を展開しております。

で、本市としましては、どれかに限定しなさいということは言ってませんが、ボランティア活動をどんどん進めていくことの重要性というのは、本市共通の委員会からの各学校へのお願い事でありまして、それを受けての、それぞれ特色あるボランティア活動、あるいは奉仕活動、あるいは地域とのかかわりの活動を持っております。

先ほど申しましたように、勝間小学校もこの研究指定の間に、特に地域とのかかわりを深めたようでありまして、地域への愛着とか、あるいは地域の方々への感謝の気持ちが非

常に各児童の心の中に芽生えてきたという成果も聞いておりますけども、まさにその成果の一端であろうと思っております。

今後、道徳教育につきましては、国のほうも平成21年、今年度から先行実施ということで、23年からの小学校、24年からの中学校が全面実施になるわけですが、その先行実施ということで、今年度から道徳につきましては、各学校で実施をするようにということになっています。

その中で特にあるのが、道徳の時間の充実ということで、感動ある授業をしようじゃないかということ。それから、もう一つは先ほど議員さんも御指摘いただきましたが、体験活動、自然体験、あるいは職場体験、あるいは集団活動等々いろいろな体験の中で、人としての関係を学んでいったり、あるいは自分の存在を大事にすると同時に他人を大事にしていくことの体験を通して、実感として味わう教育を大事にしていくというのが国の方針にもありますし、本市もその方向でやっております。

で、先ほど頭だけでわかったんでなくて、本当にわかるということにつきましては、やはりこの体験を通して実感としてわかると。本当にわかったというふうに感じているとき、そのときにはやはり一番幸せにつながっていくんであると思いますし、そのことを今から各小・中学校の教育活動の徹底という方向でもってやっていこうと思いますので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） 教育長、ありがとうございました。前向きなお言葉をいただけたので、少し安心してるんですが、やはり自然の施設というのもすごい大事なことと思うんですね。大自然の中で子どもたちが、要は1人でできなかったことが仲間とならできることを、やっぱりそういう心を学んだりする、で、また連帯感、協力の精神などを身につけるというのもすごく大事なことかなというふうに痛感しております。で、山口県の中にも自然体験も生かせる教育施設が9カ所ございます。豊かな環境に恵まれた防府市にないのは残念なんですけど、例えば野島にそのような施設ができないかとか、包括的にとらえたときに、考えられる場所も多々あると思うんですよ。お金のかかる話ですし、市民の皆様のお考えもあると思います。ただ、防府市の大切な子どもたちのために、ぜひ前向きに考えていただくことを要望して、この項は終わります。

で、動物介在教育について少し質問させていただきますが、先ほどのお話でしたら、どうも防府市におかれましては保育園、幼稚園、小・中学校で小動物を飼われておるみたいですが、一貫性がなく、園や学校任せの状態と認識します。例えば、先ほど話、出ましたけど、防府市内の小学校17校を見ましても、5校しか小動物を飼われてないというこ

とでしたが、園のほうでは多分ほとんど飼われてないんじゃないかと思います。私も調べてみたんですが、実はこの間、山口の小学校の先生とお話しする機会がございまして、その先生がいらっしゃる小学校では、ウサギを飼っていて、動物介在教育を実施しているとのことでした。低学年のときに年1回動物のふれあい教育も実施してるとのことでしたが、防府市においても、せめて小学校から、情操教育の一環でよく認識されていらっしゃいましたが、動物介在教育を取り入れられないか、獣医師や専門家を巻き込んだ動物介在教育が今後可能なのか、いま一度執行部のお考えをお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 議員、御指摘をいただきましたこの動物介在教育の重要性、あるいはその教育効果が非常に大きいものがあるということにつきましては、議員御指摘のとおり、また、私自身も全く同感でございます。で、先ほど壇上から申しましたように、小学校が今15校、17校のうちの15校でございますから、ほとんど小学校ではやっておると。中学校が5校でございますので。発達段階もあると思いますけども、小学校でそういった体験を積んだ子どもたちが、中学校では何らかの形で動物が無理だったら植物という格好でもつながりを持てるような連携教育をぜひ実現してみたいなと思います。これも先ほどから御指摘をいただきましたように、私たちの思いと、それと学校の思いもありますので、やはり突き詰めながら。ただ、この動物介在教育の重要性、あるいはその教育効果の大きさを考えますと、ぜひ前向きに各学校が取り組んでいただくように、今からまた指導してまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 3番、山田議員。

3番（山田 耕治君） すみません、15校でしたね。私が調べたときは17校中12校だったんですけど。少し古い話なんですけど、ある女子大グループの、この、要は動物介在教育についての研究調査記事も新聞のほうに載っておりました。調査は平成17年3月と1年後の18年の3月に東京都の小学校11校の4年生795人を対象に、ウサギとチャボなどを学年で飼育しているほうとしていないほうに分けて、1年後の比較を行ったとのことでした。結果は、飼育をしているほうが、要は社会性の面で、バスや電車でお年寄りやけがをした人に、席を譲るなどの回答等が返ってきたということです。

調査に当たった同大学院のほうでは、家庭での飼育経験がなくても、学校飼育で他者を思いやる人などが成長することが明らかになったのは意味深い。学校での動物飼育は減少する傾向があるが、子どもの精神的な発達をうながす効果に留意してほしいと。

学校で生き物を飼うことは大変なことだと思います。先生の負担を減らすためにも、教育委員会やPTA、地域のアシスタント等多くの人を巻き込んで、子どもたちの心の教育

を推進していただくことを期待し、また、要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（行重 延昭君） 以上で、3番、山田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、20番、伊藤議員。

〔20番 伊藤 央君 登壇〕

20番（伊藤 央君） 会派息吹の伊藤でございます。午前中今津議員の質問をお聞きしまして、大変感銘を受けました。私も市を思い、国を思う若者として、しっかりと働かなければならないと改めて感じた次第でございます。きょうは胸に「ちよるる君」、国体のバッジをしておりますけども、この国体ではなく国柄を守る国体護持の精神でしっかりと取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

本市では、松浦市長を先頭に、これまで行政改革には熱心に取り組んでこられました。その成果は、一定の評価ができる分野もあるものの、全体としては明確なビジョンが示されず、コスト削減のみを追い求めるもので、行財政改革というよりは財政改革のみが特化したものという印象を受けております。行政改革は市民の福祉向上のために行われるものであり、市役所だけがもうかって市民が我慢をするのでは本末転倒でございます。ある程度この進め方への反省からか、近年は行政経営品質向上という言葉が使われ始めました。行政経営品質とは、決してコスト削減を指すものではなく、行政システムを見直し、継続的に改善を図りながら行政経営全体の品質を高めることによって、住民本位の行政への質的転換を実現することと存じます。行政のクオリティーは行政が決めるのではなく、住民が決めるというのがこの行政経営品質の根本的な考え方であり、行政サービスの提供者である市側が、「職員を減らしました」「財政が健全です」とみずから喧伝するのではなく、顧客である住民が満足できる市民サービスを楽しんでいるか否かが重要だということになります。

では、防府市の行政活動のクオリティーに対する市民の満足度はいかなるものでしょうか。先ごろ公表された次期防府市総合計画の策定に関するアンケート調査、この結果を見ますと、防府市の住み心地を尋ねる質問に対し、「大変住みよい」「まあまあ住みよい」と答えた方が、合わせて82.3%と非常に高い数値が示されております。これは大変喜ばしいことだと。その理由を見ますと、住みよい理由として挙げられている答えは、「気候が温暖」「自然環境に恵まれている」「自然災害の不安が少ない」「買い物などが便利」といったものが上位を占めており、残念ながら行政サービスによって得られた

満足度を示すものではないようであります。

市役所の中に目を向けてみますと、市民に一番身近な部分である窓口業務においても、多くの市民が不満を感じておられるようです。本市では、窓口業務等の接遇向上に取り組み、昔に比べると随分よくなったという声が私の耳にも届いております。取り組みは一定の成果を上げていると評価するところではありますが、平成18年に行った市役所窓口サービス市民アンケート調査の結果を見てみますと、不満の声が多いことも事実です。この4月からは窓口業務の一部を時間延長する試みが始まるなど、市民の利便性向上への意識を感じることができそうですが、まだまだ努力が必要であると感じております。

例えば、防府市に転入してこられた方は、住所変更の届出はもちろん、お子さんの学校や保育園などへ転入、健康保険や児童手当など多くの手続きを行わなくてはなりません。このような手続きは、幾つもの部課にまたがっており、市民は市役所の中をあちこち歩き回るということになります。私事で恐縮ではございますが、昨年三男が誕生いたしまして、もうすぐ1歳の誕生日を迎えます。この三男が生まれたときに妻が市役所に手続きにまいりました。まずは4号館の市民課に出生届を提出して、保険年金課で出産一時金や国保加入、こういった手続きを行い、それから、1号館に移動し、子育て支援課に行って児童手当とか福祉医療費の受給手続き、こういったものを行う。これを赤ん坊を抱いたまま私がやればいいという話もあるんですが、動き回らなければならず大変だったと、こういうふうに申しておりました。

こういった手続きを一つの窓口で行える総合窓口制度、いわゆるワンストップサービスを導入されてはいかがでしょうか。ワンストップとは、1カ所一度にという意味であり、必要な調達やサービス、手続きなどを一つの事業者、店舗、窓口で提供することを言います。民間では、消費者の利便性向上のために、既に多くの企業が導入しており、また、市役所など行政機関でも導入が進んでいます。民間企業の場合は、顧客の囲い込みというねらいもあるようでございますが、どちらにせよ利用者への利便性向上に資することは間違いございません。防府市では、第4次行政改革の取り組みに、行政手続きの総合窓口の開設という項目を上げておりますが、現在どのような状況で、また、導入はいつごろになるのかお答えをお願いいたします。

2点目に、フロアマネージャーの導入についてお尋ねいたします。

同じく市役所での市民の利便性向上や取り組みについてでございます。市民にとって市役所の担当課というものは大変わかりづらいものであります。市役所に来られたものの、どこに行ったらいいのかわからず、困られるという方は多いことでしょう。そういった方々に、積極的に話しかけ適切な案内を差し上げるフロアマネージャーを導入してはいかがで

しょうか。市によっては、有償ボランティアの方がこれを行っているというところもございますけども、私としては市の業務に精通したベテラン職員がこの業務に当たることを望みます。窓口への御案内や申請書記入のアドバイスなど、より行き届いたサービスの提供を図れるよう工夫をされてはいかがでしょうか。

次に、大きな2点目、自治基本条例について質問いたします。

質問を行う前に、2年もの期間をかけてこの自治基本条例の骨子案づくりに取り組まれた市民参画懇話会の皆様の御尽力に心から敬意を表するものであります。ただ、一生懸命つくられたものだから、無批判に受け入れるというわけにはまいりません。事はまちの憲法を標榜する条例案でありますので、真剣な議論を尽くすことこそが懇話会委員の皆様への礼儀であるとも考えております。先日の質疑でも多くの問題点を指摘いたしました、そのほかにもさらに多くの問題点、疑問点がございますので、お尋ねをいたします。

今議会に上程されている防府市自治基本条例案については、上程までの経緯から条文まで、多くの問題点がございます。

まず、上程までの手続きに関してであります。この防府市自治基本条例案では、他市の自治基本条例と同様、市民の参画及び協働の推進がうたわれております。しかし、上程に至るまでの経緯を見てみますと、市民参画の手法、協働の精神を取り入れて進められたとはとても言い難いものでございます。防府市の憲法を制定しようと言いながら、どれだけ市民の意見が取り入れられたのか、甚だ疑問でございます。市としては、このような努力をしてきたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、同じく市民参画の前提となる情報公開についてであります。

この自治基本条例案にも規定されているとおり、市民参画を推進するには、公正な情報の提供がその前提となります。しかし、今、市の憲法が定められようとしていることを知っている市民がどのくらいおられるでしょうか。市のすべての条例より上位に位置するもの、そして、市の最上位計画であり、市の目指す姿を示す総合計画にまで適合を迫るこの条例案、これについてどのくらいの市民が御存じなのでしょうか。恐らくほとんどの市民が、これについて御存じないだろうと推測をいたします。多くの市民が知らないまま制定される市の憲法、これは決して市民から愛されるものにはならないと、はっきり申し上げておきます。市はこれまで自治基本条例の制定の過程、また、内容の案などについて、広く市民に周知する努力をしてきたのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、この条例案の持つ「最高規範性」についてお尋ねをいたします。

第2条には、「この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします」とございま

す。当初、最後の部分は、「この条例と整合性を図る」という文章であり、これに対し我が会派からは尊重規定にとどめるべきだという意見を述べさせていただきました。これを受けていただいたのか、この部分が「尊重するものとします」と、変更された点については評価をいたしますが、変わらず最高規範という位置づけが残されていることについては、納得いくものではございません。

今さら言うまでもないのですが、我が国での最高規範は日本国憲法でございます。その下に位置する法律は、日本国憲法に整合性を求められます。最高規範である憲法は、簡単には改廃できない仕組みとなっているのは御承知のとおりでございます。憲法改正の発議には、両院の総議員の3分の2以上の賛成が必要であります。国会の議決がありますと、さらに国民の過半数の同意がなければ承認されないという、非常にハードルの高いものとなっています。このことが日本国民の悲願である自治憲法制定を阻む大きな原因ともなっているわけですが、憲法の最高規範性、憲法と法律との関係性、つまり憲法が法律に対して優越する点、その厳格さをあらかず点においては一定の根拠となっていると言えるでしょう。

では、自治基本条例がほかの条例に対し優越する、つまり最高規範であるという根拠はどこにあるのでしょうか。自治体において特別多数決を有する議決事件というものは限定されており、自治体の裁量で決められるものではございません。これからの地方分権を考え、自治体の独自性を発揮していくためには、特別多数決による議決事案を条例によって追加することができるよう、制度を変えていくことが必要ではないかと私個人は考えておりますが、少なくとも現時点ではこのようなことはできません。

つまり制定改廃の手続きにおいても、法の体系から見ても、自治基本条例といえども一条例に過ぎず、他の条例に優越する根拠、ましてや最高規範などと位置づける法的根拠は皆無であるということが明らかであります。その整合性などは、相互の関係から同等に考えるべきで、自治基本条例に適合させようなどという考え方は誤りであると言えます。

このことについては、全員協議会などで私は再三指摘をしてきましたが、かたくなに最高規範という文言を外そうとしないのはなぜなのか。そして、これをうたう根拠は何なのか、お答えください。

そして、この条例案の最大の問題点であるとも言える市民の定義についてお聞きをいたします。

条例案では、第3条で市民について、「市内に居住する人、市内で働き、若しくは学ぼう人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体」と定められています。これは余りにも広義の市民であり、例えば公民の授業で習うような「国家と市民」というような

場合に用いられる市民の定義に近いもので、一般に考えられる市民とは大きく考え方が違っています。通常は市内に居住する人、つまり住民を市民と呼ぶのが一般的であります。明らかに一般的な感覚からかけ離れた定義となっているわけです。この定義では、個人と団体を乱暴ににくくりにしており、また、居住地、国籍を問わず、ほとんどの人が防府市民であるということになってしまいます。ここに非常にイデオロギッシュなものを感じるわけですが、このやみくもに広げた市民の範囲、これが巻き起こす危険性についても大変懸念をるところであります。

市民の定義については、一般的な感覚で言う住民とすべきであり、特にこの条例では市政への参画を定めているわけですので、さらに防府市長、防府市議会議員の選挙において選挙権を有する者に限定すべきではないかと考えておりますが、市の見解をお聞かせください。

次に、市民との情報の共有についてお尋ねをいたします。

第15条には、「市長等は、その保有する情報が市民の共有財産であることを認識するとともに、市政に関する情報を積極的に公開し、提供することにより、市民との情報の共有に努めます」とございます。市民参画・協働の推進には、情報の共有が不可欠であるとの認識については、私も同感であります。ただ、提供される情報が公正であること、これがその前提となります。市の発する情報が公正なものでなければ、市民の混乱を招き、かえって市民の正しい判断を阻害することになります。ある問題について市民に判断を委ねようとするときに、フラットな立場からの情報提供が必要となるのです。

市や市長にとって都合のよい情報、一方の主義主張の裏づけになるような情報のみを発信するのでは、市民に不利益を招くことになりかねません。情報の提供には公正であることが不可欠な条件であるのですが、この公正さを確保するために、市としてはどのような努力をするおつもりでしょうか。

同じく、情報の提供についてお尋ねをいたしますが、第25条に定められている「財政状況の公表」についてであります。第25条には、「市長は、財政状況に関する資料を作成し、市民に公表します」とございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、平成19年度決算から新たな指標の公表が義務づけられておるわけですが、この指標が市民にとってわかりやすいものであるとはとても思えません。

昨年3月議会において、私は、市民にわかりやすく、そして、協働の精神を生かし、市民と協働でつくる財政白書づくりに取り組んでみてはどうかという提案をいたしました。市民にとってわかりづらい数値を並べ、市の財政は健全ですなどと喧伝するだけでは、財政状況の公表としては不十分であります。昨年3月議会で私の一般質問に対する答弁では、

忙しくてできないとの旨の答弁がございました。「他市にできてなぜ防府市にできないのか」と詰め寄ったところ、「検討したい」というお答えを得るにとどまりました。

財政状況については、数値をつらつらと並べるのではなく、だれにとってもわかりやすい、そして、当然、正しい情報の提供が必要だと考えておりますが、その後、検討された結果はいかなるものでしょうか。お答えをお願いいたします。

さて、この項の質問の冒頭で、自治基本条例案上程の過程において、本当に市民参画の精神が生かされているのか疑わしいということを申し上げました。そのようにつくられた条例によって、本当に市民参画が推進されるのかどうかは、これまた非常に疑問を感じるところであります。幾ら条例を整備したところで、根本的に市に市民参画の精神自体が欠けていれば、これは有名無実のものとなり、市民参画は遅々として進まないことでしょう。むしろ自治基本条例があるので、市民参画、協働が進んでいるという誤った幻想を抱かせることにもなりかねません。市としては、この自治基本条例が制定されることにより、本当に市民参画が推進されると考えているのか、お聞かせ願います。

以上、大きく2点ほどお尋ねいたしますが、先日の本会議初日での私の質疑に対しては、執行部はとてお答えとは言えない回答に終始されました。市の憲法、最高規範をつくろうということですから、もっとまじめに取り組んでいただきたいと。本日の質問には誠意をもって、また明快な回答をしていただくよう望みます。

以上、壇上での質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは行政改革についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の総合窓口制度、いわゆるワンストップサービスの早期導入についての御質問でございますが、御案内のように、市庁舎が1号館から5号館に分かれていることや、窓口業務を所管部署ごとに行っているため、市民の皆様が届け出をされた窓口で、その届け出に付随する手続きが、その場で行えないなど、来庁される市民の皆様にご不便をおかけしておりますが、福祉部門を1号館1階に、住民異動に係る部門を4号館1階に集約するなど、できるだけわかりやすい配置に努め、また課の名称なども、できるだけわかりやすいものとしたしております。

しかしながら、市民の皆様のご利便性の向上を図るためには、一つの窓口ですべてのサービスに対応できる総合窓口の設置や、一つのフロアに窓口業務を集約する集合窓口を導入することが理想とするところでございますが、少数の職員で複数の複雑な業務について、専門的知識の習得や的確な対応ができるかといった問題や、一つのフロアに複数の窓口を

集約するには、物理的な問題等がありますことを御理解いただきたいと思いをします。

そこで、市民の皆様をできる限り移動させずに、同じ場所で用件を済ませていただくために、現状の中で何ができるのか、どうすれば一つでも多くの業務を同一の場所で処理できるのかといったことなど、既存の施設の中で、いかに効率的、効果的かつ市民の皆様がより満足のできるサービスの提供はどうあるべきかといったことにつきまして、第4次行政改革において、「行政手続きの総合窓口の開設」を項目として掲げ、取り組んでいくことといたしております。

この取り組みに当たっては、庁内の主な窓口部署の部次長、課長9名と、窓口課の主任級の若手職員11名による窓口サービス向上推進プロジェクトチームを昨年11月に立ち上げ、このプロジェクトチームで市民の目線に立った、便利で、わかりやすく、親切な、温かみのある窓口業務体制の構築を目指し、調査・研究を行っております。

このプロジェクトチームでは、本年中にその結果を報告書としてとりまとめることといたしておりますので、その報告書の内容を防府市行政改革推進会議等で検討し、可能なものから順次実施に移し、行政改革の推進計画に示しておりますように、平成23年度から防府市版の「行政手続きの総合窓口」の運用を開始できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、具体的な研究・検討項目といたしましては、内部処理による重複的手続きの簡素化、申請書の様式の工夫、庁内の窓口業務配置の見直しなどでございます。

また、市民の皆様にわかりやすく、統一的な案内表示やホームページの作成、転入や出生の届け出に付随する必要な手続きの流れを示した案内表など、すぐに改善できるものは、担当課と協議し実施することといたしております。

次に、フロアマネージャーの導入についての御質問でございますが、現在、市民課においては、3月、4月の転勤などに伴い、市民の方々が多くお見えになる時期に、スムーズに手続きが行えるように、確立したフロアマネージャー体制とは言えませんが、状況に応じ、行政経験豊富な課長などの職員が、待ち合いロビーに出て、案内や手続きの説明などを行っております。議員御提言のフロアマネージャーの導入につきましては、先ほど申し上げました窓口サービス向上推進プロジェクトチームの中でも検討することといたしております。

最後に、本年4月から毎週木曜日に職員を時差出勤させ、経費のかからないような体制で、午後7時まで4号館の市民課や保険年金課などで、各種証明書の交付や住民異動の届出の受付と、これに付随する国民健康保険等の資格取得・喪失の受付や、転入学及び転校手続き、児童・手当の手続きなどの一連の手続きが行えるような体制で、窓口業務の時間

延長の試行を行い、市民の皆様の利便性の向上に努めております。

今後、この窓口業務の時間延長の試行において、利用状況や市民ニーズを検証するとともに、その他の市民サービス全般の見直しを行い、より良質な市民サービスにつながるよう努めてまいり所存でございます。

残余の御質問につきましては、総務部長、財務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） それでは、再質問をさせていただきます。

ワンストップサービスしかりフロアマネージャーしかり、市民の利便性を向上するという一つの例であるわけなんですけど、以前、他市に視察に行った際、その市の役所で廊下に青やら黄色やら緑やら色をつけてありまして、「これは何なんですか」とお聞きしたところ、「動線がわかりやすく御案内できるようにしてあるんです」というようなことを職員の方がおっしゃっておられました。例えばこういったことは 総合窓口、フロアマネージャーというのがすぐすぐ難しいのであれば、こういったことはできないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） フロアにいわゆる案内表示してはどうかという御質問でございますが、答弁の中でもお答えをいたしましたように、窓口サービス向上推進プロジェクトチーム、これを今、立ち上げておるわけでございますが、その中でもそういった話題といたしますか、必要ではないかという議論が出ておりますし、過去にも一般質問でもちょっとそういった関係のお話があったかと思っておりますが、いずれにいたしましても、そういったことは念頭に置いておる中で、できるだけ御要望にお答えしたいという考えを今プロジェクトの中でも持っておりますので、今後、さらに詳細は検討していきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） はい、ありがとうございます。窓口サービス向上推進PT、お聞きするところによると若手の職員の皆さんからも随分積極的なというか、また、かなりよい意見がいろいろ出ているというふうに聞いておりますので、期待をしております。

それから、2点目のフロアマネージャーについてでありますけど、導入している他市の状況を見ますと、退職者の活用とか有償ボランティアによるもの、こういったものがあるわけですが、先ほど専門的な知識が要ということが御答弁の中にあつたかと存じます。市の業務に精通した現職の職員というのと、ここに座っておられる部長級の皆さんでございます。皆様が交代でこのフロアマネージャーを務められるというのはいかがでございますでしょうか。管理職の方が直接市民と触れ合うことで、見えてくるというものも大変多いのでは

ないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 御提言は的を射ているといたしますか、確かに我々長い間役所に勤めておりますから、それなりの知識を持っておるといふふうに思っておりますが、それぞれ業務を持っておりますので、物理的にそういった、順番でという御提言でございましたが、それが実際できるかどうかというのは、ちょっと検討してみなければ難しいかなという気はいたしておりますが、例えば、市のOB職員を、嘱託といたしますかね、臨時職員でいわゆる雇用して、そういったいわゆるフロアマネージャー的な業務をしていただくということは、選択肢の中では可能かと思っておりますので、その辺も含めて、ちょっと現職でというのは、今の職員の数の中ではちょっと難しいのではないかというふうには感じておりますが、今のOB職員等々については、これはまだ検討する余地があるかというふうにご検討しておりますので、何とか検討してみたいというふうにご検討しております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 私が現職にこだわるというか、現職でやっていただきたいという理由は、行政経営品質の考え方そのものに改善を、恒常的に進めていくというものがあまして、公務員の方というのは退職した時点で時計がとまっちゃうんですね。で、そのときの意識が多分変わるのがなかなか難しいかというふうにご検討しております。ですから、今在職しておられる方でやっていただくのが、日々のその意識の転換とか、意識の変革、こういったものにも対応していけるというふうにご検討するので、現職でやっていただきたいということを希望しておきます。

それから、先ほど昨年私の三男が誕生したときの話をちょっとさせていただきましても、ちょっと児童手当についてお聞きしますけれども、児童手当、これ申請をしなければどうなりますか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（田中 進君） 基本的には申請をしてからでないと支払いできないと思います。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 数カ月おくれからといっても、さかのぼってもらえることはないですかね、はい。ということで、要はこの制度を知らなくては、もらいそびれる方もないとは限らないということでありまして、つまり子どもが、お子さんが生まれたときに、どんな手続きをすればいいのかというのがわかりやすく、市民にお知らせさしあげる必要があるのではないかとご検討でありまして、市のホームページを御覧いただけますと、い

るんな分野のアイコンがあって、クリックするようになってるんですけども、それよりは皆さんというのはどこを何が担当するかというのはよくわからないので、例えばお子様が生まれた方だとか、防府市に引っ越してこられた方だとか、そういったくくりでアイコンをつくっていただいて、クリックすると、考えられる手続きの一覧が出るとか、そういった工夫もしていただけたらなということをご提案しておきます。

壇上で申し上げましたとおり、行政改革、行政経営品質向上というものは、住民本位という考え方で進められなければこれは意味がございません。どうすればコストが削減できるかということばかりに腐心するのではなくて、市民の幸福につながるよう、また、ビジョンを成し遂げるための行政改革であって、行革自体を目的としてしまっただけでは、ただ市民に我慢を強いることになりまして、また、職員の意識も低下すると考えます。何が市民のためになるのか、どうしたら市民が幸せになるのか、このことを必ず念頭に置いて、正しい行政改革を推進していただきたいということをお願いいたしまして、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、自治基本条例案について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、自治基本条例についての御質問にお答えをいたします。

防府市自治基本条例の制定につきましては、このたびの議会に議案として上程をし、御審議をお願いをいたしております。そこで、まず条例案策定までの経緯について、より多くの市民の意見を取り入れる努力をしてきたか、また、市民へ広く周知する努力をしてきたのかとの御質問でございますが、本市におきます条例案策定までの取り組みにつきましては、既に御承知のように、平成18年10月に、市議会議員の代表者や学識経験者、各種団体の代表、公募による市民委員10人を含む計20人の委員で構成をされました防府市市民参画懇話会を設置いたしまして、自治基本条例の骨子案について熱心に御議論をいただき、平成20年10月22日に、仮称ではありますが、防府市自治基本条例骨子に関する提言書を提出いただきました。

そうした条例の骨子案の策定に、公募による市民委員が参加をされたということは、本市にとりましても初めてのことでありまして、大変意義深いものであるというふうに思っております。

なお、この間、懇話会での協議内容につきましては、専用のホームページを開設いたしまして、会議録、資料等を市民の皆様にお知らせしてまいったところでございます。

また、懇話会におかれましては、平成20年9月6日に自治基本条例の骨子案についての中間報告を兼ね、また、市民の皆様へ広く御意見を伺うため、市民フォーラムを開催さ

れました。この市民フォーラムの開催に当たりまして、懇話会の公募によります市民委員を中心といたしましたフォーラム準備委員会を立ち上げ、一人でも多くの市民の皆様に関心を持っていただけるよう、周知方法の検討を重ね、市の広報やホームページ、新聞、ケーブルテレビ、FM放送などのメディアの活用、自治会回覧や各種団体を通じてのチラシの配布を行うなど、市民の皆様への周知に努めてきたところでございます。

さらに、当日の市民フォーラムでは、アンケート調査を実施されるなど、市民の皆様からの貴重な御意見もいただかれたということでございます。

一方、市では、懇話会からいただいた提言書に盛り込まれた内容や、市民フォーラムでの市民の皆様のお意見等を参考に、自治基本条例の素案と逐条解説を作成し、これをもとに、市民の皆様のお意見をいただくためパブリックコメントを行い、市民の皆様への周知を図ってまいりました。今後ともより多くの市民の皆様へ、自治基本条例について御理解をいただくため、工夫を凝らした周知活動を積極的に実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、次に、最高規範性をうたう根拠は何かとの御質問でございますが、法形式といたしましては、自治基本条例も他の条例も同じ条例であり、その効力において他の条例に優越するということまでは言えませんが、自治基本条例の中で最高規範性をうたうことにより、市民の皆様が自治基本条例をよりよく認識をいただくことにつながり、まちづくりを推進するための大きな支えとなるのではないかと考えております。

それから、次に、市民の定義が非常に広く、一般的に考えられる住民と大きく乖離してゐるんじゃないかと、改めるべきではないかとのお尋ねでございますが、市民の範囲を広げて定義するのは、本格的な少子高齢化の到来、地球環境への配慮、行政需要の多様化などの状況の中で、地域社会が抱える課題への取り組みやまちづくりを進めていくためには、市内に住所を有する人、いわゆる住民の方だけでなく、防府市という地域社会における幅広い人々や団体が力を合わせて取り組むことが重要であるとの考えによるものでございます。このことは今後、市民の皆様のお参画と協働を推進をする上でも、大変重要なことではないかと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

次に、市民との情報の共有には、情報が公正であることが担保されなければならないが、そのためにはどのような努力をするのか、との御質問でございますが、条例案では、市民のお参画と協働、市政に関する情報の共有化の2つを自治の基本原則として定めております。情報共有化を自治の基本原則とした理由は、市政への市民参画や協働を一層進めていくためには、市民、市議会、執行機関のそれぞれが、市政に関する情報を共有することが前提条件であるとの考えによるものでございます。

また、情報の共有化については、別に条文を設け、基本的な事項を定めておりますが、市政に関する情報を公表し、提供するときは、正確で公正な情報を市民の皆様と共有することができるよう、引き続き最大限の努力をしてまいります。

次に、条例によって本当に市民参画が推進されると考えているのか、との御質問でございますが、今回の条例案では、市政への参画を市民の権利として定め、また、市民の責務としてみずからが自治の主体であることを自覚し、市政に参画していただくことを努力義務として定めております。

これまで市では、事案の内容や性質に応じまして、市民意識調査、移動市長室、パブリックコメント、審議会等への公募による市民委員の参画などを実施してまいりましたが、今後は市民の参画を推進するための個別条例を制定いたしまして、制度の充実と体系化を図るとともに、市民の皆様が市政に参画しやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、この自治基本条例が制定されたことにより、すぐに具体的な効果はあらわれないかもしれませんが、この条例の趣旨を多くの市民の皆様理解していただくための地道な努力を重ねることにより、市民参画が推進されていくものと考えております。御理解を賜りたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 最後に、財政情報の公表については、だれにとってもわかりやすく、正しい情報の提供が必要との御指摘でございますが、現在、市では、歳入歳出予算の執行状況や借入金の状況、市有財産の保有状況等を市広報やホームページ上で公表いたしております。

また、昨年4月には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法でございますが、これが施行され、健全化判断比率及び資金不足比率を公表したところでございますが、本年はこれに加えて、新公会計制度に基づき、普通会計と特別会計や第三セクター等を連結いたしました新しい財務書類、4表を整備いたしまして、情報の開示を行うなど、市全体の財政状況について、よりわかりやすく市民の皆様へ公表することといたしております。

条例案では、特に明文化はしておりませんが、議員御指摘のように、わかりやすく市民の皆様公表することについては、常に心がけておかなければならない大切な視点でございますので、引き続き、わかりやすく公表するため、努力してまいりたいと存じます。

なお、市民との協働で財政白書をつくるということにつきましては、市民参画の取り組みの一つであると考えますが、今はまず健全化判断比率や新公会計制度に基づく財務書類

等により、市民の皆様へよりわかりやすい説明を行い、しっかりと理解していただくことが大切と考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の多くの市民の意見を取り入れてきましたかという質問でございますが、御説明をいただきましたけども、市民フォーラムの話が出ましたが、フォーラムの参加者は何名でしたか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 約150名というふうに記憶いたしております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） うち市役所の職員は何名いましたか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 申しわけございません。そこまでちょっと今数字は持っておりませんし、当日そこまで数えたということも聞いておりません。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 参加された方からお聞きしたことによりますと、半分ぐらい市の職員じゃなかったかというようなお話でございました。これで市民フォーラムをやったんだと大声で言われても、なかなか納得できないんですね。半分として75名と、で、パブコメの話が出ましたが、パブコメに意見を出された方が2名で、条例案に、市民参画懇話会に公募された公募の委員の方が10名と、足すと87ですかね。ほかにどのぐらいあるのかわかりませんが、市民の1%にも当然満たない数字ではないかなと思うんですが、これで市としては十分市民参画の精神を取り入れてやってきたと、十分市民の意見を取り入れてやってきたと主張できますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） はい、おっしゃるように、参加人数だけから言えば人数的にはわずかな人数でございました。そういったことも含めまして、やっぱりこういったことが、今から周知をしていかなければならないというふうに、改めて今、思っているところでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） これ、市民参画懇話会だけに限らず、多くの懇話会とか審議会について言えることで、以前も一般質問の中でも指摘させていただいたんですが、相変

ならず防府市の市民参画の意識というのはそういう感じで進んでおると。で、懇話会の議事録なんかを見ておりましたも、有識者として参加している長畑氏、それから市の職員、これがやっぱり会議の方向性の分岐点になったときに、やはり主導的な立場でリードするような発言をしている、こういったことが議事録から見ても明らかであります。私の印象から言いますと、骨子案を、市民の意見が入ったとするために、目くらましとして公募の委員の方を利用させたという疑念が拭いきれない、このように感じております。これは市民参画懇話会に限らず、各種審議会等でもよく感じる印象であります。

例えば、懇話会の中で自治基本条例に否定的な意見、こういったものを紹介されたことがありますか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ちょっと今、会議録を手元に持っておりませんので、そういった内容まで、今、お答えできません。御理解いただきたいと思います。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 初回の市民参画と協働についての長畑教授の講話、こういったものから始まって、流れは初回からできていた、決まっていたということは間違いないと言えらると思います。で、先ほど人数が少ないということ、かかわった人数が少ないということをお認めになられましたけれども、例えばこの公募の委員の方々、こういった方が市民の代表であると言えるのであれば、これは市議会議員の選挙なんかは不要であります。各種団体の代表、それから公募委員の方々、これで市の政策について決めていけば事足りる。

しかし、あくまで市民の代表として法的な根拠を持つのは、選挙で選ばれた市長、そして議員であります。これを二元代表制と呼んでおるわけでありまして、これを軽んじることは市民の意見を軽んじることと同じであります。市長や議員、行政が市民とかけ離れたものと、市民の意見とは違うということで、自治基本条例というのは市長や議員の意見と市民の意見というものを別個に考えているわけですね。議会、市長等、そして市民、いつもこういった分け方がしてあって、市民の意見というのを議会が吸い取ってないというふうに、経緯の時点で考え方があるわけです。

市長が提案されておられるこの条例ですから、市長は今言ったように考えておられるかもしれないけども、少なくとも私ども議員は普段の日々の活動を通じて、市民の皆様と意見の交換もしております。そして、市民とつながっております。市民の意見の延長線上にあると信じております。これを市民と議会というふうに分割することは、必ずしも正しい民主政治を導くとは私は思えないのであります。

この過程に市民が多くかかわっていないということについてであります。日本国憲法、これは本来国民に愛されるものでなくてはならないと私は考えております。しかし、多くの国民がその存在を自分たちの生活から遠くかけ離れたもののように感じている、これが現実であろうかと考えます。その大きな原因は、現在の日本国憲法が国民的な議論のもとにつくられたものではなくて、GHQに押し付けられた、このようなものであるからであろうと。同じ過ちを防府市が自治基本条例でも繰り返すのかと。いやしくもまちの憲法を標榜するのであれば、市民の間にしっかりとこの議論が広がるような機運を醸成することが不可欠であると考えます。

続きまして、周知の努力、今、述べたものにもつながるんですが、地区懇話会、こういったことをずっとしておられます。また、移動市長室ですかね、こういったこともやっておられる。こういった中で、このまちの憲法が今つくられようとしている、こんなふうになろうとしている、こういったことをしっかりと皆さんに周知して回られましたか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 地区懇談会、あるいは移動市長室等でこういった話はいたしておりません。なお、今後制定されるのであれば、これをまたもって、当然そういった地域に出向きまして、出前講座から始めて、そういったことで周知をこれから図っていきたいというふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 今の御答弁で市民参画の意識からかけ離れてるなあと感じるのは私だけではないと思います。つくってから皆さんに知らせるのは市民参画とは言わないですね。市の政策形成過程に市民の意見を取り入れていく、これが市民参画であると、この自治基本条例案にも書かれていることではないかと。ですから、ぜひともつくっている最中に市民の方にお伝えして、多くの市民の意見をお聞きする。地区懇談会の出席、参加者も大変限られておる状況ではありますが、少なくともそういった努力というのがやはり見えないということは指摘をしておきます。

それから、最高規範性という言葉、これはほかの条例と法的には同じだということで答弁の中でおっしゃいました。正解です。しかし、よくわからないんですが、最高規範性をうたうことで、よりよく市民が認識することにつながると、この答弁の意味がよくわからないんですが、結局、法的な裏づけなしに最高規範という言葉を用いるべきではないと私は考えるんですが、この点についてはいかがですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 最高規範性という言葉でございますが、先ほど答弁の中で

も申し上げましたとおりでございますが、なお、いわゆる精神条例的なものでございまして、ある意味、心の中で上位に位置づけるよということも含んでおるといふふうに考えております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 今、何条例、セイシン条例とおっしゃった、どんな字を書く……。

議長（行重 延昭君） もう一回、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） いわゆる精神条例というのは、（「市民憲章と一緒にやる」と呼ぶ者あり）市民憲章とはちょっと違いますけど。

議長（行重 延昭君） ちょっと6番、発言をやめてください。総務部長、どうぞ。

総務部長（浅田 道生君） いわゆる市民憲章という言葉が出ましたけど、これは違うと思いますけど、いわゆる市民憲章ではどうしてもうたわれることが限定されますけど。

20番（伊藤 央君） どんな漢字を書くの、セイシンというのは。

総務部長（浅田 道生君） 心の精神です。それが、（「いや、それしか聞いてないからいいです」と呼ぶ者あり）形の上では、他の条例といわゆる同格でありながら、いわゆるそれを尊重するがために、一つ最高規範という言葉は今、使わせていただいております。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 先ほどの答弁の中で、精神条例であると。そして、心の中で位置づけるというようなお言葉もあったかと思えます。これが大変なことでありまして、要は法的な根拠もないと、それぞれの心の中で位置づけてくれと。要は内心の自由に踏み込んでいるんですね、この条例は。すべての方に市民参画、協働というものがいいものだと思えと。そして、これが何よりも市の中で優先する条例だと思いなさいと。これは憲法違反ですよ。内心の自由、思想信条の自由を明らかに侵しております。この条例は憲法違反だということを、まずは1回目の指摘をしておきます。

で、法的根拠は全くないと、心の中で置いてもらうという、心を縛る条例だという答弁をいただきましたけども、憲法という話の中で、4番目になるんですが 4番目というか、同じこの最高規範にかかりますが、憲法に違反する法律は無効なわけですね。じゃあ自治基本条例案に反する個別条例は無効ですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） ちょっと質問の中身があれなんですけど、憲法に違反するということは私どもは考えておりません。

20番（伊藤 央君） 自治基本条例案に反する個別条例は違法か、無効か。

総務部長（浅田 道生君） ちょっと意味がようわからんのですが。

議長（行重 延昭君） 質問をわかりやすく、20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） これ以上わかりやすく言いようがないんですが、憲法に違反する法律は無効ですよ。日本の中では日本国憲法に違反する法律はつくれませんね。つくったとしてもこれは裁判やれば最終的に無効が確認されます。では、自治基本条例をつくりました。自治基本条例に違反する条例ができました。この条例は無効ですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 自治基本条例に違反する条例は、できないと思います。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） その法的根拠を示してください。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 法的根拠ということですが、あくまで市の条例の中では、いわゆる横一線という形では位置づけをしてありますが、理念的に最高規範ということで位置づけてあるわけですから、そういった考えで今からも他の条例もこれを尊重するという表現にさせていただいておることです。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

20番（伊藤 央君） 全く法的な根拠がないけども、自治基本条例に反する条例はつくれないと。無茶苦茶です。法治国家のすべきことではありません。この点は私、以前からずっと執行部に対して指摘をしてきましたが、どうしてもその最高規範という言葉を外したくないというようでもあります。何でなのかなといういろいろ考えました。これを掲げることによって、憲法のようにおいそれと改正できない、こういったイメージを植えた方がいいのか。つまりこれを自治基本条例というものを不磨の大典のごとく扱うような空気を醸成したいのか。このようなふうを感じるわけがあります。法的な裏づけもなく、根拠もなく、他の条例より上位に置く、そして、他の条例を今はっきりと拘束するとおっしゃいました。このような最高規範という言葉は使うべきではない、これはしっかりと指摘をしておきます。

それから、市民の定義についてお聞きをいたします。

市民の定義をこのように広げてしまうことによって生じる一番の問題は、受益と負担のバランスを著しく失ってしまうということでもあります。地方自治法第10条を読むと、このようにあります。2項ですが、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負

う」、一番最初の主語は「住民」であります。地方自治法上でも地方自治体のサービスをひとしく受ける権利を有するのは住民である。そして、負担や義務を課せられているのも住民。住民と住民以外とは権利と義務、そして受益と負担の関係が大きく異なる、これは言わずもがなであります。例えば市の政策が悪くて、市の財政が破綻する、または大変住み心地の悪いまちになってしまう。こんなことが起こったときに、不利益を被るのは住民であります。その点で住民は、市長や議員を選んだ選挙結果、そして市の政策、これについて自動的に責任を負っています。しかし、住民以外の方は、この責任を負いません。両者を同等に扱うというのはおかしいのではないかと考えるのですが、いかがですか。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） この条例に明記してあります市民というのは、あくまでいわゆるまちづくりの観点といたしますか、そういった観点からそういった範疇が必要ですよということで、市民の表現の枠を広げておるわけでございます。当然今からは、いわゆる協働、参画という中では、市民、いわゆるその住民以外の方の参画も当然必要でございますし、過去においてもそういった関係で御協力もいただいておりますから、そういったことを位置づけをさせていただいたということでもあります。

例えばお祭りにしても、あるいはなんやかんやの催しにしても、いわゆるその住民以外の方も当然、御協力をいただいておりますし、そういったある程度の力もお貸しをいただいておりますという中で、やっぱりそういった今後のことを考えれば、参画、協働ということになれば、そこまで範囲を広げたほうが、地域社会というとらえ方をすれば、いいんじゃないかという考えで、今、そういった定義をいたしておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員、最後にしてください。

20番（伊藤 央君） まだまだたくさん指摘したい点があったんですが、時間がなくなりましたので、自治基本条例にはこのように多くの問題がまだまだあるわけですし、市民参画・協働をうたいながら、むしろこれを阻害するおそれがあるし、多種多様な市民の意見を排除し、人権を侵害するおそれもある。非常に全体主義思想が詰まった条例案であると指摘をしておきます。

以前、先日ですが、ある市民の方と自治基本条例のことについて話しておりました。その方が言われるには、私たちは市長や議員の選挙を通じて、議会で話し合って決まることについては、間接的ながら関与していると。しかし、公募の委員とかそういった委員の方には全くかわりがない。私の意見は全く反映されてないと。つまりごく1%にも満たない、0.1%ぐらいの市民を公募して、それを市民の意見として尊重するということは、逆に市民参画から離れていく、こういうことをおっしゃっておられました。

執行部においてはこの議案を一回取り下げられてはいかがでしょうか。これは議会にもしっかりと議論の時間を与えていただきたいということでもありますし、これこそこの条例の本旨であるはずで、これを無視したやり方をするのでは、これは笑うに笑えない。長い時間をかけて市民参画懇話会の皆さんが取り組まれたことを拙速に賛成か反対か判断せよというのも、これ、逆に市民参画懇話会の皆さんに対しても失礼でしょう。

本当の意味での人権の尊重というのとは何か、市民参画とは何か、協働とは何か。ここにいる執行部の皆さん、そして議員の皆さん、しっかりと意見を出し合って考えることにより、このまちの憲法をつくるのであれば、そういった取り組みをしなければならないということを描いて、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、20番、伊藤議員の質問を終わります。

ここで14時50分まで休憩といたします。

午後2時38分 休憩

午後2時50分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は、8番、大田議員。

〔8番 大田 雄二郎君 登壇〕

8番（大田雄二郎君） こんにちは。忠恕会の大田雄二郎でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問である県の出先機関の再編と市への権限移譲について質問します。

3月30日に山口県のホームページで公表された、「新・県政改革集中プラン」では、防府土木建築事務所、防府健康福祉センター、防府県税事務所が平成22年4月までに山口土木事務所等に統廃合される予定です。予定どおり山口土木建築事務所等に統廃合された場合は、防府市民と諸団体に大きな影響があります。防府市民と諸団体のために、防府商工会議所と山口県行政書士会防府支部等の団体が協力して、防府市におかれている県の出先機関の存続と防府市への権限移譲の要望をする予定です。

昨年は、山口地方法務局防府支局と中国電力株式会社防府営業所が山口地方法務局山口本局と中国電力株式会社山口営業所に統廃合されました。もしもこれで県の出先機関が山口土木建築事務所等に統廃合されてしまったら、防府市内の公共機関は防府市役所と一部の国の機関だけになります。

また、防府市民が身近なところで手続き等ができていたのが、山口土木建築事務所等へ行かなければならなくなり、市民サービスが低下します。山口県のホームページの

27ページでは、県の出先機関の再編についての具体的な取り組みとして、山口防府地区の県の出先機関の統廃合については、平成22年4月までに住民サービスの利便性等に配慮しながら、事務所の統廃合を行うとともに、必要な現地機能については存続させるとの記述があります。

また、36ページでは、県から市への権限移譲のさらなる推進については、取り組みポイントとして、住民に最も身近な基礎自治体である市が充実した住民サービスを提供できるよう、県から市町へ、特例市並みの権限移譲など山口発となる権限移譲を積極的に推進との記述があります。そこで、県の出先機関の存続と防府市への権限移譲について質問します。

次の質問の、防府市民の安全、安心のために、山口県立総合医療センターのすべての診療科の医師の確保と、呼吸器科の医師の確保について質問します。

6月1日に山口県立総合医療センターに確認したところ、すべての診療科の医師の確保の件については、山口大学や長崎大学に依頼して確保されているとのことでした。しかしながら、呼吸器科の医師の確保については、山口大学や長崎大学に依頼していますが、まだ見つかっていないとのことであり、患者や防府市民等からの要望が多いため、現在も探していますとのことでした。呼吸器科の医師が少ないという現実があります。

2番目の質問の、防府市の公共施設の耐震診断と耐震化工事について質問します。

防府市の公共施設（保育園、小学校、中学校、市役所、出張所等）の耐震診断を早急に実施し、耐震化工事を緊急度に応じて早期に着工すべきだと思います。昨年度は、大道小学校が実施済みで、安全、安心になりました。今年度は、華西中学校が実施予定であり、早期着工と完成を市民が待っています。景気対策と雇用対策にもなりますので、今後の対応について質問します。

3番目の質問の、「マイマイ新子と千年の魔法」について質問します。

平成21年5月21日に、「マイマイ新子と千年の魔法」の試写会と交流会に参加しました。11月に全国公開予定ですが、映画を記念としたPR事業や観光客誘致への取り組みが宿泊客や飲食客の増加へつながり、防府市の景気の高揚や防府市の活性化につながると考えられますが、観光と宿泊に来てもらうために、防府市としてどのような対応を考えていますか。

また、観光客の滞在時間の延長を図るために、防府天満宮、国分寺、毛利氏庭園、阿弥陀寺、大平山等の観光地を点から線で結ぶことが必要であると思いますが、防府市としてどのようにお考えですか。

先日、九州の観光機構の事例がテレビで取り上げられましたが、防府市での他地域との

連携はどのようにお考えですか。防府商工会議所では、次のように計画されています。行政、商店街、商業高校、企業、市民団体等と連携を図りながら、地域の特性を活かした連携イベントの開催。懐かしの大昭和展の開催。秋に公開予定のアニメ映画「マイマイ新子と千年の魔法」に合わせて、元気なころの昭和30年代の防府を再現した大昭和展の企画実施や防府懐かしのグルメなどの再現に取り組み、まちの活性化を図る。防府ブランドの展開に向けて、「天神鱧」をはじめとしたオリジナル商品の開発を積極的に応援して新たな需要創出につながるような魅力のあるまちづくりを、元気で意欲のある若手商業者とともに推進する。まちの駅を中心とした宮市復活まちづくりと市内観光地と連携する事業計画。

以上で、忠恕会の大田雄二郎の壇上での質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはまず県の出先機関の再編と市への権限移譲についての御質問にお答えします。

防府市は、約12万の人口を有し、日本経済を牽引するマツダ株式会社やブリヂストン株式会社など、数々の主要な企業が立地している都市でありまして、山口県政において極めて重要な位置を占めていると私は確信いたしております。また、山口県の出先機関が置かれていてしかるべきことだとも思っております。

しかしながら、山口県の行政改革において、山口市と防府市、それぞれに置かれている山口県の出先機関である県税事務所、土木建築事務所、健康福祉センターを平成22年4月に統廃合されることを平成17年11月の「県庁機構改革の指針」で決定され、本年3月に策定された「新・県政集中改革プラン」においても、具体的な取り組みとして掲げられておられます。このことにより、本年秋ごろには、山口市に置かれている県の出先機関に統合するのか、防府市に置かれている県の出先機関に統合するのかを決定し、公表されることとなっております。

このような中、仮に防府市に置かれている県税事務所をはじめとして、土木建築事務所や健康福祉センターが、山口市に置かれている県の出先機関に統合されることになれば、山口県では「出先機関の統廃合に当たっては、住民サービスの利便等に配慮しながら、事務所の統廃合を行い、必要な現地機能については存続させる」こととされておられますが、少なからず市民サービスの利便性が低下するのは間違いございません。

そのため防府市といたしましても、防府市に置かれている県税事務所、土木建築事務所、

健康福祉センターの存続を折々につけお願いいたしておりますが、今後、より強く山口県御当局に存続を要望してまいりますので、市議会におかれましても、県の出先機関の存続について働きかけをしていただきますよう、お願い申し上げます。

さて、仮に防府市に置かれている県税事務所、土木建築事務所、健康福祉センターが、山口市に置かれている県の出先機関へ統合されれば、市民サービスの利便性が低下するので、その対応のために、現在、この県の出先機関が行っている事務の移譲を受けてはどうかとの御提言でございますが、まず権限移譲につきましては、平成12年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づき、市町村へ移譲できる県の事務のうち、市、町が直接行ったほうが適切であり、かつ住民の利便性の向上が図れるものについて、山口県により、市、町へ移譲が進められております。

具体的には、防府土木建築事務所においては、建築確認等に関する事務や開発行為に関する事務などが、防府健康福祉センターにおいては、高齢者福祉に関する事務や水質汚濁、大気汚染防止に関する事務などが、山口県で移譲を進められている事務でございます。防府土木建築事務所などの県の出先機関が行っている事務のすべてについて移譲が進められているわけではございません。また、その事務を防府市で受けるに当たっては、職員の専門的知識の習得や体制整備などが必要でありまして、すぐにとすることは難しいと考えております。

しかしながら、市民生活に密接にかかわるものであって、市民サービスの利便性が向上し、事務処理の効率化や迅速化が図られるものについては、適正な財源措置がなされることを前提に、体制整備の状況を見ながら事務の移譲を受けてまいります。

なお、本年度は、市民サービスの利便性の向上が図れる旅券の発給に関する事務など、4事務の移譲を受けることとしておりまして、今後も山口県と協議しながら、計画的に事務の移譲を受けてまいりたいと考えております。

また、防府市に置かれている県税事務所、土木建築事務所、健康福祉センターが、仮に山口市に置かれている県の出先機関へ統合された場合、市民サービスの利便性の低下ができるだけ軽減できる代替策がございましたら、可能な限り対応してまいりたいと考えております。

私といたしましても、防府市に置かれている県税事務所、土木建築事務所、健康福祉センターの存続に向けて強く要望してまいりますので、議員各位におかれましても、さまざまな活動の場において、山口県に対して、防府市における市民サービスの利便性が低下しないように働きかけていただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、山口県立総合医療センターについてのお尋ねでございますが、同センター

は、現在地方独立行政法人への移行が検討されておりますが、県の出先機関の再編成及び市への権限移譲と医師確保は、直接関係はございませんことを最初に申し上げて御質問にお答えいたします。

山口県立総合医療センターの医師の状況でございますが、呼吸器科を除く他の診療科では、医師定数を充足しており、欠員は生じていないということを県より聞いております。しかし、呼吸器科では、さまざまな努力をされているにもかかわらず、御指摘のように、医師不在となっております。

県では、その対応として、呼吸器科医師が不在の分、内科医師を増員し、内科医師が通常の診療を行い、専門性の高い疾患のみ他院へ紹介しているとお伺いしております。山口県立総合医療センターは、地域医療の基幹病院であり、専門医師の不在はその役割を果たしているとは言い難く、市民生活に影響を及ぼすことが懸念されますので、医師の早急な確保を県に強く要望してまいります。

引き続き、「マイマイ新子と千年の魔法」についての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、防府市出身の芥川賞作家、高樹のぶ子さんの幼少期の自伝的小説「マイマイ新子」がアニメ映画となって、本年11月に全国公開されることが決定いたしました。

市と商工会議所は、これを機に、映画の舞台である防府市を全国に発信するとともに、市民ぐるみでの活動を展開することで、ふるさとを再発見し、まちの活性化等を図れるよう各団体に呼びかけ、「マイマイ新子のふるさと防府」PR実行委員会が設置されました。

この実行委員会は、商工会議所に事務局を置き、市民活動支援センター、防府市観光協会、防府青年会議所、防府市文化振興財団、防府商業高等学校、商店街などで組織されておりまして、この映画が多くの方々に鑑賞していただけるよう、PR事業などの実施について協議を重ねておられるところでございます。

市といたしましても、これを機会に、全国から多くの方々に本市に来ていただけるよう、JR西日本の各駅に張り出す観光ポスターを活用し、県内外での誘客宣伝を行うとともに、観光情報誌、マスメディア等でのPRに努めることとしております。

また、これまでも天満宮、国分寺、毛利氏庭園、阿弥陀寺などにおいて、展示物の特別公開をしていただくなど、魅力的な観光地づくりの助言や発信に努めているところでございますが、これらを効果的にPRすることにより、市内に点在する名所・旧跡を点から線へと結び、観光客の滞在時間の延長や宿泊客の増加につなげてまいりたいと考えております。

また、他地域との連携につきましては、昨年、周南市と観光振興協定を締結し、観光交

流に努めておりますが、今後は山口市、宇部市など周辺市との協議を進めるとともに、山口県及び県観光連盟の御助言をいただきながら、さらなる広域連携も視野に入れて、魅力あふれる観光地づくりに取り組む所存でございます。

なお、「マイマイ新子と千年の魔法」につきましては、上映後の反響も注視しながら、一人でも多くの方に本市を訪れていただけるよう、実行委員会やエージェント、各関係団体などと連携をとりながら方策を協議し、実施してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 再質問をどうぞ。8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） 丁寧な回答をしていただいて、ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

昨日、NHKテレビで、NHK山口放送局開局50周年の放送がありました。その中で、50年前にはNHK防府放送局がここ防府市井上山にあり、それが山口市に移転したとの放送がありました。それから50年間で、NHK、労働基準局、山口地方法務局、中国電力等が山口市に移転されました。そして、先ほどの質問にもありましたように、来年4月には山口県の出先機関が、防府市から山口市に移転されようとしています。逆に山口市から防府市に移転された機関はないと思います。

地方分権一括法により、国、山口県と防府市は対等の立場になりました。また、市議員も国会議員、県議員と対等の立場になるように、日々努力してまいりますので、今後は山口市等から防府市に国、山口県の機関を移転してもらいたいと思います。防府市として、今後、どのようにお考えですか。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 議員御指摘のとおりでございますが、古くから考えていきますと、NHKあるいは保線区、あるいは測候所などもこの中の一つであったと、このように私なりに思っておりますし、私の母校、山大附属中学校も統合されて山口大学附属山口中学校と名前を変えているわけであります。さまざまな機関が防府から去って行った。しかし、それでも防府市は人口は増えつづけ、そして、発展を遂げているのも紛れもない事実であると、私は思って、一種のそら恐ろしささえ この地に発展性があると、潜在的な発展性があるということで、そら恐ろしいくらいに感じると同時に誇りにも思っているわけでございます。

最近で言えば、カネボウさんがあのような難儀をなされましたが、その跡もたちどころに埋まってまいりましたし、なおかつその残存地も立派に振興がされているわけでもございます。ことほどさように、私は我がふるさとの可能性というものを信じて疑わない者の

一人でございます。これは私の持論でございますけれども、統合の必要が県であると感じになれば、統合されるのもよかろうと。しかしながら、その統合が防府市に置いたほうがいいと県が判断するものは、防府市に持ってこられる勇気を持っていただきたいというようなことなどを私は折に触れて、県の最高指導者の方々にはお伝えをいたしているところであります。

一例を挙げれば、健康福祉センターなどは、大気汚染とか、あるいは水質汚濁とか、今はそのようなことはなくなりましたが、工場の醸し出す公害とか、そのようなものなどに迅速に対応していく機関でございますので、山口市に統合して置かれるよりは、統合して防府市に置かれたほうが私はいいのではないかと、このように私の持論も折に触れて述べておるわけでございますが、最終的な判断は、これは私がするところではございませんので、私どもも懸命に要望を重ねてまいりますので、どうぞ皆様方もあらゆるチャンネルを駆使されて、しっかりとこれらに対応していただけたらありがたいなど、このように感じているところでございます。ともに頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） どうもありがとうございました。

次に、再質問。先日、観光振興課のほうから市会議員あてに配っていただきました、平成20年観光客数増減調べの中で、防府天満宮、それから毛利氏庭園については、JRのDCキャンペーンによって、観光客が平成19年、防府天満宮が55万人だったのが57万5,000人というふうに、2万5,000人増加しています。で、毛利氏庭園についても、平成19年6万5,385人だった観光客が、7万3,027人というふうに増加していってます。あと三田尻塩田記念産業公園が九州方面からの団体旅行増加により、平成19年4,717人の観光客に対して、平成20年が5,978人と、こういうふうに数字が出てますけれども、実際、防府天満宮でこの人数の、55万人とか57万5,000人ですね、これについて一々確認するわけにいかんでしょうし、この辺の集計の数字について教えていただければと思います。数字の確認についてですね。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今、昨年7月から9月に行われましたDCキャンペーン、これの成果で、今、天満宮、毛利氏庭園の数字を言われました。で、その中で実際に今、天満宮の観光客と言われるのが、通説ですけど55万人というような言われ方をしております。それで、防府市にDCキャンペーンの成果として2万5,000人増えたということは、観光振興課のほうと天満宮、そことの、このくらい増えたのではなかろうかということをお聞きしたことで、数字も県のほうに報告をしたところでございます。そうい

ったところで、大体の数値ということが今まで55万人というふうに言われておりましたので、このたび緊急雇用で天満宮の今の参道の下と上の駐車場というところで、今、観光客の動態調査も含めてやっておるところでございます。そういったことで、これからはかなりのシビアな数字、正しい数字が求められるのではないかとというふうに今のところ考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） あと再質問で、防府天満宮について、今後まちの駅も今から来年にかけて完成していきますけれども、防府天満宮、年に1回だけ参道、階段の部分をライトアップしてやっていますけれども、今後、こういうふうに、「マイマイ新子と千年の魔法」の関係で観光客を誘致する場合に、防府天満宮、まちの駅から全部ライトアップするとか、あるいは電動自転車でもまちの駅の中に少し、電動自転車と普通の自転車で25台ぐらいということで、たしかお聞きしていますけれども、それをまちの駅、防府天満宮、それから毛利邸とか、そういうふうなところにも電動自転車等を配備して、それで乗り捨てのような形で観光客を点から線で結ぶと、そういうふうな方法をとっていただいて、観光だけではなくて、防府市にとにかく宿泊していただくと、これが防府市民及び飲食店街の経営者の人、それからママさん、女将さんの防府市民の意見ですから、それについてちょっとお願いします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 勝正君） 今の天満宮の参道のライトアップということで、年に1回をとということでしたが、まちの駅が完成をいたしますと、この前、議会のほうにも御説明をしたと思いますが、建物のいわゆる下部といいますか、そういったところの、夜になればライトもつけて、よく姿が見えるような形、また、それから天満宮を眺めて、また別な味わいも出てくるのかなということで、そういったライトアップについても行う予定でございますし、それから、今の電動自転車並びに通常の自転車、今、これについても点から線へといったことの中で乗り捨ても可能になるように、今から整備を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 1番、3番、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次は、防府市の公共施設の耐震診断と耐震化工事について。総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、私のほうから防府市の公共施設の耐震診断と耐震化工事についての御質問にお答えをいたします。

近年、各地で大地震が起こりまして、建物の倒壊によって尊い人の生命と財産が失われ、また、ライフライン等の損傷が人々の生活に重大な影響を及ぼすことから、たとえ確率が低くても地震を身近な危険としてとらえ、多くの人々が利用される市有施設については、耐震化に早急に取り組む必要がございます。

本市の市政運営の最重点項目の一つに、市民の安全で安心な生活の確保を掲げておりまして、災害に強い市にしていくために、緊急時の防災体制を整備し、河川や崖地などの災害危険箇所の把握と補強等に積極的に取り組むとともに、限られた予算という制約はありますが、避難所となります小・中学校の体育館、災害対策の拠点となる消防署、多くの市民が利用するスポーツ施設などの改築を順次進めてきているところでございます。

しかしながら、市有施設には、築後相当年数を経過する建物も多くあることから、地震による被害を最小限に食いとめるため、今後、いかにしてこれらの市有施設を耐震化していくかが重要な課題となっております。

こうしたことから、平成15年度から平成18年度の4カ年をかけて、昭和56年5月以前の建築で、耐震化改修促進法に該当し、さらに防府市地域防災計画の避難場所に指定しているこれらの市有施設、124棟について、耐震化基本計画の策定を目的とした第一次耐震診断を実施をいたしました。この結果に基づきまして、平成19年度に耐震化完了目標年次を平成34年度とした防府市立学校施設耐震化推進計画を策定し、その後、平成20年度には、地域防災対策特別措置法の一部改正による国庫補助率のかさ上げがあり、計画期間を2年間短縮し、耐震化推進計画の目標年次を平成32年度といたしました。今後もさらに早くすべての学校施設の耐震化が完了できますよう、国の動向等も注視し、鋭意努力することといたしております。

なお、今年度では、第一次耐震診断の構造耐震指標I_s値が0.3未満の校舎等の学校施設22棟につきまして、第二次診断を行い、それによりましてI_s値0.3未満の結果が出た施設につきましては、補強工事の早期着工に向けて、補強設計を実施するということといたしております。

このように、市有の教育施設につきましては、耐震化の道筋をつけたところでございますが、市庁舎や公会堂など、その他の市有施設については、耐震化の基本方針は策定はしているものの、耐震改修促進計画の策定までは至っておりません。したがって、現在のところは小・中学校の耐震化を最優先に実施しながら、市有施設の耐震化を着実かつ計画的に進めるため、市有施設耐震改修促進計画を策定し、その中で耐震化するための事業費の把握や、耐震診断、耐震設計、耐震工事といった具体的な目標と期間を設定したいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。よろしく

お願いを申し上げます。

議長（行重 延昭君） 8番、大田議員。

8番（大田雄二郎君） どうもありがとうございました。これから梅雨で、いわゆる大雨等で、いろんな工事とか、いろんなことが起きてきますし、結構、今おっしゃった小学校、中学校等が避難場所で指定されておりますから、中国の四川大地震のような校舎が倒壊して生徒が亡くなるというような最悪の事態だけはとにかく避けないといけないし、防府の華西中学校等でも裏山、石がもう切り立っているところ、もとあれは山を削って、それで今の華西中学校を建てたんだろうと思いますけれども、地形からいって、井否田池までずっと山の地形がありますからね。だから十分その辺は耐震診断及び耐震化工事については、至急、危ないところはやっていただくと。それをお願いして質問を終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、8番、大田議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れでございました。

午後3時26分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年6月16日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 高 砂 朋 子

防府市議会議員 今 津 誠 一